

# 岐阜工業高等専門学校紀要

第 58 号

## 目 次

### 研 究 報 告

国立高専における英語科教材の使用状況 .....	亀山 太一	1
英語教師の授業力・英語力向上に関する一考察2022 .....	佐竹 直喜	5
地域振興のブランディングにおけるキャラクター活用の課題 .....	児玉 恵理	10
低負荷で全運動範囲において最大速度で行うスクワットトレーニングが下肢最大筋力及び運動パフォーマンスに与える影響 —岐阜高専男子バレー部を対象として— .....	勝野 太介	19
関ヶ原町付近のベンガラ塗家屋の分布とその要因について .....	櫻木 耕史	24
高専における「いじめ問題への対応」のあり方 —A高専での実践を通して— .....	橋本 治	29
教員研究活動の概要 .....		39

# 国立高専における英語科教材の使用状況

亀山 太一\*

## An Investigation of the Usage Situation of English Textbooks in National Colleges of Technology

KAMEYAMA Taichi

### Synopsis

The National Institute of Technology publishes the so-called Web Syllabus, in which all the National Colleges under the Institute register their syllabi. Each syllabus contains the item “textbooks/materials” that are employed in each class. The author investigated what textbooks/materials are employed in English classes in all the National Colleges of Technology. The investigation clarified that the major part of the colleges are still giving English lessons based on the textbooks approved by the Ministry for ordinary high schools, while they give less numbers of English lessons on technical English, which is considered more important for Kosen students.

### 1. はじめに

国立高等専門学校機構（以下高専機構）では、統一したフォーマットでシラバスを作成し公開しており、2022年度現在ではすべての国立高専がこの「高専Webシラバス」に全授業のシラバスを掲載している（図1）。



図1 高専Webシラバス

このWebシラバスには、「教科書／教材」の欄があり、各授業で使用する教材が明示されている（図2）。

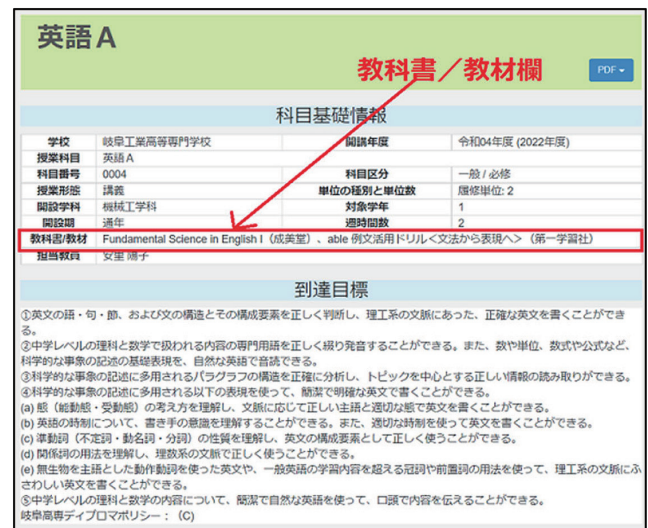


図2 シラバスの例

本研究は、高専Webシラバスから、各高専のすべての英語授業で使用されている教科書（教材）をデータとして収集し、これを分析することによって現在の高専における英語教育の状況を明らかにしようという試みである。

\*一般科目

## 2. 分析手順

### 2. 1. 教材データの収集と整理

前述の通り、高専Webシラバスの「教科書／教材」欄に記載されたテキスト文字列をそのままコピーし、Excelシートに貼り付けて元データを作成した。対象としたのは、各高専の全授業の中で、その授業名に「英語」または「English」という語句が含まれるものすべてである。したがってその中には、一般科目としての英語の授業だけでなく、「技術英語」「工業英語」などの授業名で専門科目の一部として開講されているものも含まれる。

	1	2	3
1 函館	MY WAY English Communication I (三省堂) MY WAY English Communication I ワークブックスタンダード(三省堂) TOEIC L&R TEST出る単語急観のフレーズ(朝日新聞出版) English World Writing Method Basic (啓林館) LEAD 基礎英語(Web版) (NHKエデュケーショナル)	Writing Method Basic (啓林館) New Favorite English Expression I (東京書籍) TOEIC L&R Test出る単語急観のフレーズ (朝日新聞出版) NGSL Wordlist Fundamental Science in English II (成美堂) スタディサプリ (リクルート)	Writing Method Standard (啓林館) World English 3rd edition Level 1 Student book with Online workbook (Cengage Learning) An Amazing Approach to the TOEIC L&R TEST (成美堂) A Shorter Course in TOEIC TEST Vocabulary Quizzes (南雲堂) TOEIC公式問題集3 (HBC) Totally TOEIC L&R Test Challenge 500-600 (南雲堂) A shorter Course in TOEIC TEST Vocabulary Quizzes (南雲堂) TOEIC公式問題集3 (HBC) Totally TOEIC L&R Test Challenge 500-600 (南雲堂)
2 苫小牧	MY WAY English Communication I (三省堂) MY WAY English Communication I ワークブック スタンダード版 (三省堂) New Vision Quest English Grammar 241 (新典出版社啓林館) The Coldest Place on Earth (Oxford University Press・数研出版) English Missions! Basic (金星堂)	BIG DIPPER English Communication II (数研出版) BIG DIPPER English Communication II ワークブック (数研出版) Vision Quest English Grammar 241(啓林館) The Piano (Oxford University Press) Grammar Plus <15 Unit Edition> (南雲堂)	Science for Everyone [金星堂] Rabbit Proof Fence [Oxford University Press] TOEIC Bridge: Training Tips (南雲堂) ジュニアズ総合英語 (大修館) TOEIC Bridge 公式ガイドブック

図3 国立全高専の使用英語教材一覧 (部分)

各高専のシラバスに記載された教科書／教材欄は、書名の一部だけが書かれていたり、略称で書かれていたり、出版社名があつたりなかったりなど、記載方法が統一されていない。そこで、リストアップされた全ての教科書についてその正式名称と出版社名、およびその内容を調べ、各高専で使われている教科書・教材の一覧を作成した(図4)。各教科書は、その内容と形式によって以下のような分類を行った。

#### メインカテゴリー

- ・一般 = (主に) 高校生を対象とした英語教材
- ・総合 = (主に) 対象を限定しない総合的英語教材
- ・文法 = 文法教材
- ・科技 = 科学技術を題材とした教科書
- ・時事 = 時事英語を題材とした教科書
- ・専門 = 専門(機械、船舶など)に関する英語教科書
- ・書、読、聞、話 = 各種技能別教材
- ・検定 = 文部科学省検定済教科書
- ・英検、TOEIC、TOEFL、GTEC = 各種検定試験用教材
- ・受験 = 大学等受験対策教材
- ・プレ = プレゼンテーション教材

#### サブカテゴリー

- ・補 = 検定教科書専用補助教材

- ・単 = 単語学習用教材
- ・EL = Eラーニング教材
- ・OL = オンライン教材

校名	学年	書名	出版社	種類
岐阜	1	COCEIT 2600 理工系学生のための必修英単語2600	成美堂	科技 単
岐阜	1	Fundamental Science in English I	成美堂	科技
岐阜	1	able 例文活用ドリル×文法から表現へ>	第一学習社	文法
岐阜	1	EVERGREEN	いづな書店	文法
岐阜	1	EVERGREEN English Grammar 27 Lessons	いづな書店	文法 補
岐阜	1	EVERGREEN English Grammar 27 Lessons Workbook	いづな書店	文法 補
岐阜	1	EVERGREEN Essentials 暗唱文例集	いづな書店	文法 補
岐阜	2	必修英語表現集	数研出版	一般 単
岐阜	2	Tech Talk	Oxford Univer	科技
岐阜	2	Fundamental Science in English I	成美堂	科技
岐阜	2	EVERGREEN	いづな書店	文法
岐阜	2	EVERGREEN English Grammar 27 Lessons	いづな書店	文法 補
岐阜	2	EVERGREEN English Grammar 27 Lessons Workbook	いづな書店	文法 補
岐阜	2	EVERGREEN Essentials 暗唱文例集	いづな書店	文法 補
岐阜	3	新TOEIC TEST 出る順で学ぶポキャブラリー900	講談社	TOEIC 単
岐阜	3	Tech Talk	Oxford Univer	科技
岐阜	3	Fundamental Science in English II	成美堂	科技
岐阜	4	ALC NetAcademy NEXT	アルク	TOEIC OL
岐阜	4	新TOEIC TEST 出る順で学ぶポキャブラリー900	講談社	TOEIC 単
岐阜	5	Science Wisdom	成美堂	科技
沼津	1	Starting out on the TOEIC Test Listening	成美堂	TOEIC
沼津	1	WORD MEISTER 3000 英単語・熟語	第一学習社	一般 単語
沼津	1	Listening Trial, Stage1.5	文英堂	聞
沼津	1	be English Logic and Expression I Smart	いづな書店	検定
沼津	1	be English Logic and Expression I Smart MY Portfolio	いづな書店	検定 補
沼津	1	be English Logic and Expression I Smart Workbook	いづな書店	検定 補
沼津	1	Grove English Communication I	文英堂	検定
沼津	1	Talk a Lot, Book1	EFL Press	話
沼津	1	総合英語 be	いづな書店	文法
沼津	2	必修 英単語 LEAP Basic	数研出版	一般 単
沼津	2	Listening Trial, Stage2	文英堂	聞
沼津	2	be English Logic and Expression I Smart	いづな書店	検定
沼津	2	be English Logic and Expression I Smart MY Portfolio	いづな書店	検定 補
沼津	2	be English Logic and Expression I Smart Workbook	いづな書店	検定 補
沼津	2	BIG DIPPER English Communication II	数研出版	検定
沼津	2	BIG DIPPER English Communication II Workbook	数研出版	検定 補
沼津	2	BIG DIPPER English Communication II ベンシックノート	数研出版	検定 補
沼津	2	FRAME 自由英作文	数研出版	書
沼津	2	Talk a Lot, Book1	EFL Press	話

図4 高専別・学年別使用教材リスト (部分)

### 2. 2. 教材の種類による分析

カテゴリー分けされた教材のそれぞれの数を一覧にしたのが下の図5である。

検定	276	話	44	書	8
文法	179	読	36	受験	7
TOEIC	159	聞	33	プレ	5
総合	104	専門	23	GTEC	1
一般	77	時事	17	TOEFL	1
科技	71	英検	10		

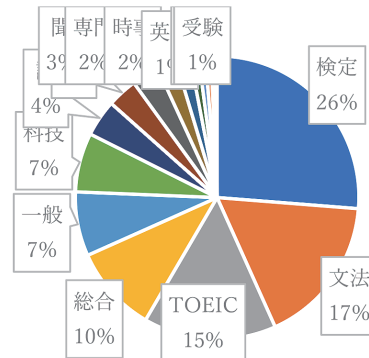


図5 種類別教材数

全学年的に見れば、一番多いのは検定教科書であり、続いて文法教科書が続く。ここから、高専においては基本的には検定教科書に代表される一般的な高校生向けの教材が多く使用されていることがわかる。

### 2. 3. 学年ごとの教材の種類による分析

使用されている教材を学年別に分けてその数を調べた結果を図6～図10に示す。

学年別に見てみると、その特徴がはっきりする。

1, 2年生では、4割弱が検定教科書で、3割弱が文法教材となっている。文法教材がほぼ高校生用であることを考えると、結局、現在の高専1, 2年生は半分以上が普通高校と同じ内容の授業であると言ってよいだろう。

しかし、3年生になると様相が一変する。1, 2年生で4割近くを占めていた検定教科書が14%に減り、TOEIC用教材が全体の約4分の1を占めるようになる。これは、多くの高専で3年生からTOEICのための授業が始まるということの意味する(5～7校では、1, 2年生からTOEICの授業があると思われる)。

4年生になると、TOEIC用教材はさらに多くなり、全体の4割を超える。従来から言われてきたことであるが、やはり多くの高専でTOEICが重視されており、そのための授業は3年生から始まって4年生がピークになるということがデータから裏付けられたと言える。

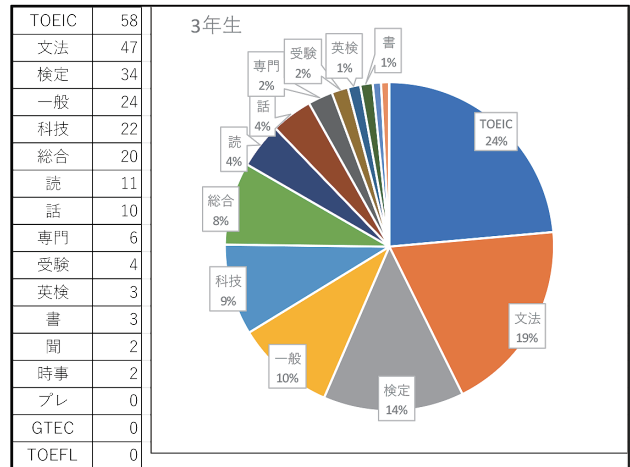


図8 種類別教材数 (3年生)

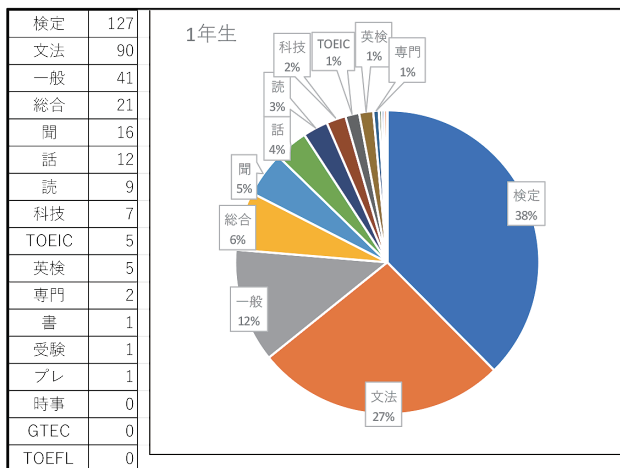


図6 種類別教材数 (1年生)

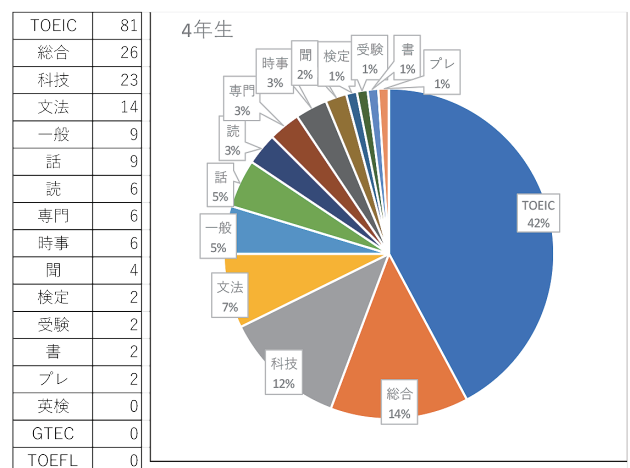


図9 種類別教材数 (4年生)

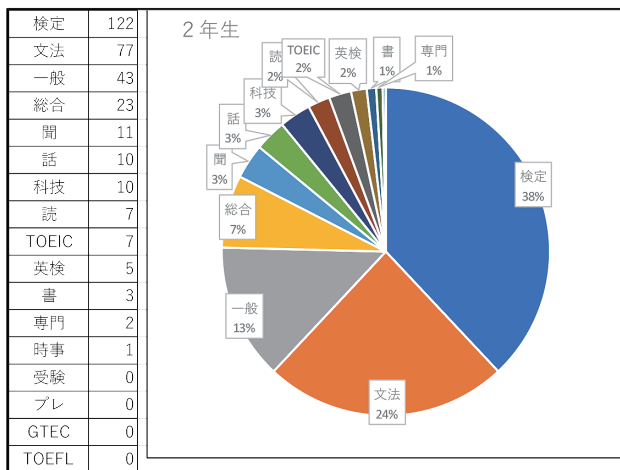


図7 種類別教材数 (2年生)

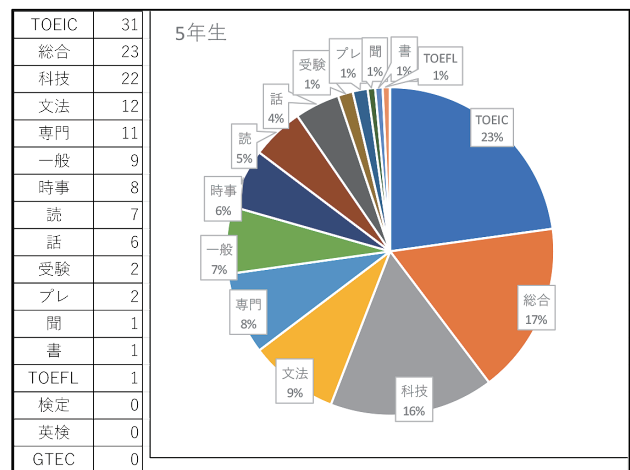


図10 種類別教材数 (5年生)

1～3年生と4，5年生の間で特徴的に異なるのが，科学技術英語および専門英語に関する教材の利用頻度である。これらは，3年生まではほぼ1割を超えないが，4年生で「科学技術」が1割を超え，5年生では「科学技術」と「専門」の合計が全体の約4分の1を占めるようになる。このことから，多くの高専では科学技術英語や専門英語は高学年になってから（低学年ではまだ早い）と考えられていると予想される。その理由を想像するに，科学技術英語や専門英語は低学年の学生には「難しい」という固定観念があると思われる。あるいは，そのような教科書の中で低学年で使用できるようなものが存在しなかったという可能性も考えられる。

しかし，高専という学校の特徴を考えた場合，科学技術や専門科目に関係する英語を学ぶことは必須であり，しかも高専のカリキュラム上，学年が上がるにつれて英語の授業時数が減少していくことも考慮すれば，できるだけ早くからそのような類の英語教材を使用することが望ましい。

### 3. 岐阜高専における英語の教材構成

前述の通り，高専における英語教材として望ましいとされる科学技術関連の英語を扱う教材は，数年前までは大学生向けのものが主流で，高専低学年を対象としたものはほとんどなかった。そこで筆者は他の高専の教員と協力して，高専低学年向けの科学技術英語を扱った英語教科書“Fundamental Science in English”シリーズ（亀山・青山・武田（2017b）（2019））を開発・出版した。この教科書については，亀山・青山・武田（2017a），亀山・野々村・佐竹（2022）に詳しく述べられているので本稿では省略するが，簡単に言えばこれらは「既知の理科・数学等の内容を高校生向け検定教科書と同レベルの英語で読み書きすることにより，高専生に必要な英語を効率良く学ぶ」ための教科書である。

図11は本校の英語授業で使用している教材を学年別により

1	able 例文活用ドリル<文法から表現へ>	第一学習社	文法	
1	CO CET 2600 理工系学生のための必修英単語2600	成美堂	科技	単
1	EVERGREEN	いわずな書店	文法	
1	EVERGREEN English Grammar 27 Lessons	いわずな書店	文法	補
1	EVERGREEN English Grammar 27 Lessons Workbook	いわずな書店	文法	補
1	EVERGREEN Essentials 暗唱文例集	いわずな書店	文法	補
1	Fundamental Science in English I	成美堂	科技	
2	EVERGREEN	いわずな書店	文法	
2	EVERGREEN English Grammar 27 Lessons	いわずな書店	文法	補
2	EVERGREEN English Grammar 27 Lessons Workbook	いわずな書店	文法	補
2	EVERGREEN Essentials 暗唱文例集	いわずな書店	文法	補
2	Fundamental Science in English I	成美堂	科技	
2	Tech Talk	Oxford Univer	科技	
2	必携英語表現集	数研出版	一般	単
3	Fundamental Science in English II	成美堂	科技	
3	Tech Talk	Oxford Univer	科技	
3	新TOEIC TEST 出る順で学ぶボキャブラリー900	講談社	TOEIC	単
4	ALC NetAcademy NEXT	アルク	TOEIC	OL
4	新TOEIC TEST 出る順で学ぶボキャブラリー900	講談社	TOEIC	単
5	Science Wisdom	成美堂	科技	

図11 岐阜高専で使用されている英語教材

ストアップしたものである。ここからわかるとおり，本校では4年生を除く全ての学年で科学技術に関する英語を扱った教科書を使用している。

1年生では，高専生のために開発・出版された英単語学習用の書籍である「理工系学生のための必修英単語2600」（亀山他 2012）を使用すると同時に，前述の“Fundamental Science in English (Book 1)”を使用している。

3年生でも引き続き同シリーズのBook 2を使用し，5年生でまた科学コンテンツの英語教科書を使用している。なお，4年生はその学年中にTOEICの一斉試験があるため，この1年間だけはオンライン教材を使用してTOEICに集中した演習授業を実施している。

### 4. まとめ

以上，全国の高専における英語教材の使用傾向を分析し，これに対する本校の状況を述べた。いまだ検定教科書を使用した普通高校的な英語の授業を行っている高専が多い中，1年生から高専生を対象とした科学技術英語を主とする教科書を使用して英語の授業を行っている数少ない高専のひとつが本校であるということが明らかになった。

亀山・野々村・佐竹（2022）では，このように高専生に特化した教科書を使うことによって本校学生が「高専生として必要な英語力」すなわち理科や数学で使用する基本的な英語の語彙や表現をどれだけ身につけているかを検証した。これらの成果を基に，本校が高専機構の「グローバルエンジニア育成事業」に採択され，高く評価されているということも特筆すべきことであろう。

### 参考文献

- ・ 亀山太一，青山晶子，武田淳，穴井孝義，中井大造，森和憲，森岡隆（2012），『理工系学生のための必修英単語 CO CET2600』，成美堂
- ・ 亀山太一，青山晶子，武田淳（2017a），高専の特色に配慮した「高専生のための英語教科書」の開発，全国高等専門学校英語教育学会研究論集 36，175-184
- ・ 亀山太一，青山晶子，武田淳（監修）（2017b），『Fundamental Science in English I』，成美堂
- ・ 亀山太一，青山晶子，武田淳（監修）（2019），『Fundamental Science in English II』，成美堂
- ・ 亀山太一，野々村咲子，佐竹直喜（2022），「高専の英語」のための教科書を使った授業実践の報告，岐阜工業高等専門学校紀要，第57号，1-9

# 英語教師の授業力・英語力向上に関する一考察2022

佐竹 直喜\*

## A 2022 Study of English Teachers' Teaching Skills and English Skills

Naoki SATAKE

### Synopsis

This paper looked into Japanese English teachers' teaching skills and their English skills. While there are some discussions and suggestions around their skills, we need to update our recognition in light of noteworthy insights that has been never focused on. In their teaching skills, for example, it is not significant to discuss it by only zeroing in on an English class itself. The reason is that the environment where teachers spend is quite complex and they are surrounded by various stripes of tasks including English classes. As for their English skills, they have to make the skills even more robust. English teachers must not be satisfied with their current level even if English ability is higher than learners.

### 1. はじめに

英語教師は常に専門力・授業力の高さが常に求められている状況にある。というのは、「あんなに何年も日本人は英語を学校で勉強しているのに英語ができない」と言われることも多々あり、改善が常に叫ばれていたり、教員採用試験などにおいても、他の教科と比べても資格の所持（TOEIC730点以上、英検準1級以上など）というものが特に求められていたりする。この状況はすぐに変わることはないだろう。他の教科で資格を持っていることをそこまで求められている印象もなく、英語教師だけ世間からの目が厳しいという見方もできる。

その英語教育をよりよいものにしていく中でさらに付け加えたいこととしては、やはり教室での現場経験が十分にあった上での発信の重要性である。大学院で学位を取り、そのまま大学の講義やメディアで英語教育を語ったところでなかなか現場には響かないことも多いだろう。書店に並んでいる英語授業ハンドブックのようなものを読んでも、教室現場にあまり馴染まない例も一部あるのはそのためだと考えられる。英語教師の授業力・英語力向上に関する考察について、常に更新していく必要がある。

教師が英語をマスターした気にならないことや現場の経験が十分あることを前提とした上での綿密な検討が必要という立場に立って、英語教師が備えるべき授業力・英語力

というものは何なのか『英語教師の授業力・英語力向上に関する一考察2022』として、改めて本稿で取り上げてみたい。

### 2. 英語教師が備えるべき授業力

文部科学省によると、平成30年6月15日付で閣議決定された第3期の教育振興基本計画(平成30年度～令和4年度)の中には、初等中等教育から高等教育の各段階に応じた国際化に取り組む高等学校・大学等への支援や英語をはじめとする外国語教育の強化に努め、豊かな教養や論理的思考力、我が国の伝統や文化への深い理解、世界の多様な文化の中で自他の違いを尊重し合い、コミュニケーションを通じ、共に問題を発見し解決する能力、また困難を乗り越える強い精神力等を育むための教育の充実を図ることの必要性を述べている。

生徒の英語力については中学校卒業段階でCEFR（言語の枠や国境を越えた外国語の運用能力指標の1つ）A1レベル相当以上、そして高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を5割以上にすることを目標としている。また、日本人高校生の海外留学生数を6万人に、グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学生を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を目指すことを継続することとした。外国人留学生数30万人を引き続き目指し、外国人留学生の日本国内就職率を5割とすることも掲げている。

当然、際限のない外国語学習の充実、グローバル人材の

\*一般科目

育成が本計画の達成には欠かせないだろう。

しかし、大層な目標を掲げたり、現場の実情と乖離した授業モデル、教育指導等が提案されても、表面的によく見えるだけになる恐れがあるということは心に留めておかなければならない。そこで、目標に向かう前にまず、英語教師そして英語教育の研究者は英語授業というものが学校教育の中でどのような位置づけにあるか踏まえることが肝要である。その上で、授業レベル向上について検討を進めるべきではないか。

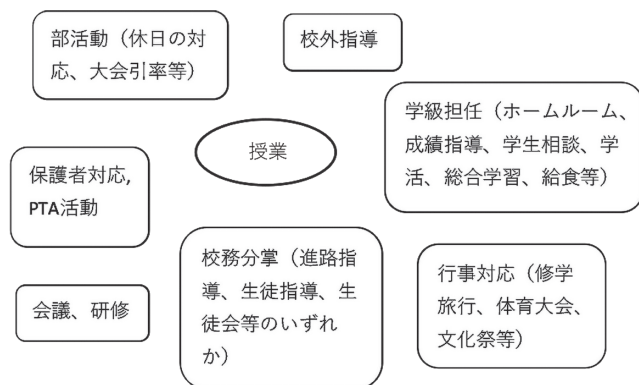


図1 学校現場の授業の位置づけ

図1から分かるように、授業以外にどれほどの仕事があるかが分かる。英語授業を確立する前にそれを取り巻くものがたくさんある。現場経験があれば、見た瞬間に1つ1つの出来事について思いを巡らせるだろう。授業というものをどういう位置づけに置いて、研究していくか。この点を多くの研究者は逃してしまい、授業の部分だけを切り取った形で議論しているため、現場に馴染まないと感じる提案も多いのではないかと。図1にあるような現場教員としての校務の経験がない中で英語の授業だけ取りだして研究しても発展が難しいことに留意しなければならない。ひょっとすると、不登校の生徒などの対応をしたことがないが英語科教育について教鞭を振っている研究者がいるという事実も否定はできない。

その上で、英語教師はどのような授業力を身につけていく必要があるか。まずはこれまでどのようなことが学校教育の中で言われているかを確認する必要がある。ここではそのいくつかをとりあげる。

まず卯城(2018)では、教師は教授者(instructor)としてよりも、むしろ促進者(facilitator)や媒介者(mediator)としての役割が求められるとしている。知識の一方的な伝達ではなく、英語インプットが豊かで学習者の発言が多い教室が望まれると指摘している。また入念な準備に加え学習者が見通しの持ちやすい指示の中で活動し、その手助けを教師がすることを可能にしたいということを示している。

また近年では、高等学校の学習指導要領(外国語)で「授

業は英語で行うことを基本とする」ともされ、さらに2017年の中学校学習指導要領(外国語)でも、同じ文言が付け加えられ授業を英語で行うことが基本だとされた。もちろん、教師が授業中すべて一方的に英語を話し続けず、生徒中心の授業の中で、いかに時間的にも量的にも多く、生徒が英語を使って言語活動することができるかが重要(望月, 2018)とされている。さらに語彙数が増加した。中学校では1200語程度から1600~1800語程度、高校では1800語程度だったのが「1800~2500語程度」に増えた。

さらにアクティブ・ラーニングということが盛んに言われるようになった。教員の一方的な講義でない、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授法・学習法を総称するものであり(中央教育審議会, 2014)、主体的・対話的な深い学びの実現が求められる。英語の授業こそ、ペアワークやグループワークを通して一方的でない、まさに英語で豊かに表現できる授業をし、それによる知識の汎用的能力を高めてあげたい。

これらを踏まえれば、教師が一方的に授業を進めるのではなく、豊富なインプットとアウトプット、インタラクションを通じた深い学びの機会を確保し、グローバル社会でも生き抜いていけるだけの学習者の英語力強化が求められていると言ってよいだろう。

### 3. 英語教師の授業力の発揮

そのような中、さらに多忙な学校教育の中での授業の位置づけを踏まえた上で、授業力をどう活かすか(そもそもそれ自体が優れた授業力になるとも筆者は考える)。それを上記で述べた①教師の促進者(facilitator)や媒介者(mediator)としての役割、②学習指導要領(外国語)、③アクティブ・ラーニングの観点で検討したい。

①教師の促進者(facilitator)や媒介者(mediator)としての役割ということに関しては、実際の授業・カリキュラムでは教えるべき内容も多岐に渡ることから毎時間ファシリテーターのようなことができない、「そんなこと毎時間やられてられない」ということも現場の声として上がってくるだろう。先に述べた授業の位置づけで考えれば、他の業務の多忙さゆえ黒板を使って単に説明する授業以上のことができている場合もあるだろうが、試験範囲を終わらせなければならないという現状もあるだろう。どのような試験を行うべきなのか等は別の稿に譲るとして、確かに「内容を終わらせなければならない」という現場の本音のところを見逃してしまっている気がする。また、企業研修のインストラクターなどとは違うので、きちんと参加していない学習者を叱らなければ場面もあるだろう。それらの意味で、授業の位置づけを考え現場の状況に応じた柔軟性(flexibility)を十分持つことが必要である。ただ、毎時間入念な準備が難しいの本音だろうが、学習者が見通しの持ちやすい環境を作る努力は今の現場の状況の中でも注力す

るべき大切なことではないか。

②学習指導要領（外国語）について、これこそ図1の授業の位置づけを考えれば、すべて完璧にやり切れないもどかしさを現場の教員は抱えているだろう。最近では「授業は英語で行うことを基本とする」が大きなテーマだろうが、学校間や研修の一環である研究授業などで教師の英語中心の指示のもと、英語のインプットやアウトプットが豊かな授業というものを筆者も参観したことがある。ただそれを研究授業以外の普通の授業でもいつもやり切れているかどうか。図1の授業位置づけを考えればまず苦しいだろう。準備を「残業を覚悟でやらなければならないのでは？」という疑問が沸くのは至極当然である。また、そもそも高校の進学補習などは日本語で文法定着などを丁寧に行っている事実もだろう。いずれにしても英語が苦手な生徒にはどうすればいいか、日本語はどこまで使用していいのか、受験英語にどこまで対応できるか、評価はどうするのかなど現場では多くの悩みは尽きないことは明白である（望月（2016）を参照）。当然英語のやりとりが豊かな授業であるに越したことはないが、ここに関しては英語表現等一定のテンプレートを作り、多忙な業務の中準備に大幅な時間を割りいつも気持ちがいっぱいな状態で授業を行うことのないようパターンを作っておき、英語のインプットとアウトプットが豊かな授業を目指していくのがよい。例えば教科書の文章も内容を図式化するグラフィック・オーガナイザーなどを学習者自身に作らせるという方法もできる（佐竹（2013）を参照）。当然これも毎時間できるとは限らないが、作り方を一度指示しておけば、こちらがあれこれ準備することなく何回かに1回授業でノートに書かせ作らせるという活動も可能だ。佐竹（2013）にあるように、そのオーガナイザーを基に文章の要約を作らせたり発表させたりする活動にもつなげられるため、アウトプット活動にもなる。文法項目を導入するにしても、佐竹（2018）はフォーカス・オン・フォームを通して英語による指示中心の効果的な授業を展開させることを提案している。フォーカス・オン・フォームとは、意味・文脈のある状況下で、言語形式にも焦点を当てながら、意味と形式を切り離さず、実際の言語使用のやりとりの中で形式の導入をすることである。「仮定法について学習しよう」などと言って文法説明をするのではなく、学習者が仮定法を使用する必要がある時に、つまりいたり、知らなかったり、うまく産出できない時、形式に注意を向けさせることが必要となるだろう。フォーカス・オン・フォームというのは、生徒が「そうか、こういう時にはこんな言い方をするんだな」と単に言語形式だけでなく、それが何を意味しており、どういう場面で使われているかということに関する気づき（noticing）を支援する（和泉，2009）。フォーカス・オン・フォームであれば、佐竹（2018）は、扱うべき文法項目を扱いながら、教室英語などもうまく使いながら授業をスタートし、教師

が生徒に配布した教材等の簡単な内容を英語で話し、意味のある状況を作り出した上で教材に取り組みせ、必要な文法の学習ができる」と述べている。要するところ、教師側が毎時間やっとの思いで英語での授業を行うのではなく、パターンをいくつか作ったクラスルームイングリッシュ等で英語のインプットを豊富にし、その中でいかにして学習者に自ら英語を使わせるかというのが鍵になるだろう。そうすれば、教師が無理をしすぎることもなく、学習内容を定着させることにつながる。また、「1回作ったプリントを毎年アップグレードしつつ使い回すことで効率化を図ればいい」という考えもあるが、これも学校の方針がそれぞれ違うところもあり、多くのクラスを見る方針で授業担当を決める学校であれば、毎年違う学年を持ったりなど、その効率化が難しい場合もあるだろうからそのあたりも今後検討は必要だろう。ただ、佐藤（2012）は、『フォーカス・オン・フォームでできる！新しい文法指導アイデアワーク』シリーズ（明治図書）を出版している。その書籍にはフォーカス・オン・フォームについてのエッセンスが豊富に盛り込まれているだけでなく<https://www3.nufs.ac.jp/~yoshi/teaching.html>の方にアクセスするとそれに関連し、現場教員中心に作成された教材が完備されているのでぜひ何らかの形で利用されたい。

語彙の学習に関しても、このような状況であるから、語彙数を増やしたとしても結局は大学受験用の単語帳を購入し、学習者はそれをせつせと覚え、小テストを頻繁に実施することで語彙力を何とか増強させているというのが現実である。語彙の学習は大きく分けて意図的語彙学習（intentional vocabulary learning）と付随的語彙学習（incidental vocabulary learning）と言われるが、現場では意図的語彙学習に大きくウェイトを置いているのは事実であろう。高校を卒業しても未知語はまだまだあるわけで、生涯英語学習者として続けていかなければならない学習である。それを理解した上で、機械的な暗記になりがちな語彙学習の効果を補強する意味でも、例えば授業の最初に単語テストを実施して、語彙学習はそれで終わりではなく、授業の中でもできる限り多くの語彙に触れさせる心がけは必要であり比較的容易にできると思う。中田（2017）の指摘を基に考えれば、小テスト後教科書の中のリーディング教材などインプット豊かな教材の中で、教師が意味を与える、文脈から推測させる、辞書で調べさせることができる。ただ彼も指摘しているように、教師が意味を与えるのが効率的である。さらに、文脈から推測させた方が記憶に残りやすいという主張されてもいるが、研究では必ずしもそのような結果となっていないと指摘していることにも留意すべきだろう。いずれにしても文脈からの推測を意識させたり、辞書を使わせたりこのあたりの工夫は今の現場でも学習者への声かけ一つでまず対応できると考える。

③アクティブ・ラーニングについていうと、アクティブ・

ラーニングの一般的特徴としては、(a) 授業を聴く以上の関わりをし、(b) 情報の伝達より学生のスキルの育成に重きが置かれ、(c) 学生は高次の思考(分析、総合、評価)に関わり、(d) 読む、議論する、書くなどの活動に関与し、(e) 学生が自分自身の態度や価値観を探究することに重きが置かれ、(f) 問題解決のために知識を使ったり、人に話したり書いたり発表したりする認知プロセスの外化を伴うことが挙げられている(文部科学省 平成27年8月26日教育課程企画特別部会論点整理 補足資料5を参照<sup>1)</sup>)。これを見ると単にペア・ワークやグループワークを行うことですべて達成できるものではない。いずれにしても、現場での授業の位置づけを考えれば、普段の英語の授業でも(a) (b) (d) (e) を何とか達成させたい。学習者に何かをさせ、体得できることを追求したい。(c) (f) については1年間の授業スケジュールの中で何度か入れていきたいところだが、なかなか毎時間達成できるとはいえないだろう。一ついえるのは、単に教師の説明を聞くだけの授業にならないようそれぞれが少しでもできることを考え行っていくことに尽きるだろう。

見てきたように、授業の部分だけを切り取った形で議論しているだけでは見落とされている部分も多くあることが分かる。英語授業を確立する前にそれを取り巻くものがたくさんあり、現場の実情等踏まえ、大切なことは十分検討し進められるところは少しずつ進めていくことであろう。

#### 4. 英語教師が備えるべき英語力

平成29年3月には、小学校及び中学校、そして平成30年3月に高等学校新学習指導要領が告示された。平成30年6月では、上記でも述べられた「第3期教育振興基本計画」が閣議決定した。それらを経て令和3年には、今後の国の施策の検討に資するとともに、各教育委員会における英語教育の充実や改善に役立てるために「英語教育実施状況調査」が行われた。

それによれば、CEFR B2レベル(英検準1級)以上を取得している英語担当教師の割合というのは、中学校、高等学校ともに増加傾向にあり、常に改善が見られているといい。なぜかマスメディア等で英語教師の英語力の低さなどをとりあげる場合があるが、英語教師がたゆまぬ努力をしていることは明らかであり、いつまでも印象だけでマスメディアにとりあげられるのは問題であるように思う。

授業以外に教師はいろいろな業務があることを述べたが、英語力に関していえば、当然自身の英語学習に注ぐ時間というものは限られるだろうが、ただかといってそれを理由に英語力を低下させることだけはあってはならないだろう。どういったことを日頃行い、備えるべき英語力を身につけるか。

根岸(2015、石田(2013)から引用)石田他(2013)は英語力を向上させるために、英語教師は外国の人と積極的にコミュニケーションをとる、英語の映画・番組を見る、教材を使って学習する、英字新聞や雑誌を読む等々行っているという報告がされている。少なくとも必要なことだろう。

加えて、相澤(2016)はNHKのラジオやテレビの英語講座の活用について詳しく述べている。ただ聞き流すだけではなく、テキストを見ずに本文を聞いて内容理解の問題に挑戦したり、タイマー録音等をしてICラジオ等で音声を持ち歩き、隙間時間に聞くことなどを提案している。

ここまではよく言われることだろうが、いずれにしても何となくの理解、学習者より少し上の理解で終わってはいけないう。例えばリスニングやリーディングを通じた日本語による口頭による訳出練習(サイトトランスレーション)等を行い、細部まで理解することに努めたい。最近では訳すことを敬遠されがちであるが、初見で聞いた(見た)教材の訳出や内容の説明を教師がスムーズにできないようでは英語を深く理解しているとはいえない。最近では、資格試験や入試等でマーク試験も増えたため、教師自身も全体をつかむ学習に終始し満足してしまっているように思う。リスニングでいえば、隅から隅まで聞き取れないところはないくらいの英語力強靱化を図りたい。

リスニングの学習で、シャドーイングは最近では有名であるが、聞いた英語を何となく声に出してやった気にならないよう注意しなければならない。細かい部分まで正確に再現できているかの確認も必要であろう。また意外と普及していないのはリプロダクションである。これは、聞いた英語音声をポーズで止めてから口頭で再生する練習方法である。1文~2文メモを取らず我慢して聞いてからその英語を口頭で再生してみる。これは、英語の情報の保持(リテンション)練習になるが、何となくの理解では完璧に再生することはまず難しく、ここまでの負荷の高い再生練習はあまりされていないように思う。英語ニュースや速度の速い英語を聞き取るのが難しいという英語教師も実際は多くいるだろうが、ディクテーション(聞いた英語の書き取り)で細部まで聞くことから始め、シャドーイングを日常的に行い、隅々までの再生をリプロダクションで行ってみる。慣れてくれば初めて触れる題材でリプロダクションをしていく。最終的にやるべきはこれまでの既習材料でないものでリプロダクションできることである。ここまでの地道な練習をしていってこそ高度な英語力の習得につながるのである。

英語から日本語の訳出練習もあれば、当然日本語から英語への訳出練習もできる。日本語をそのまま英語に変換したようなぎこちない英語にならないよう英語らしい表現をアウトプットするよう心がけたいが、英語教師であれば、やはり日頃ニュース・新聞等日本語で聞いたり読んだりし

ていることを英語で表現できるレベルまで目指したい。「コロナウイルスの蔓延を抑える」「病床の逼迫」「2回目のワクチン接種」「ロシアによるウクライナ侵攻」「弾道ミサイル」「(アメリカの) 予備選挙・中間選挙」「物価の高騰」「トリガー条項」「〇ヶ月連続の増加」等、最近の出来事に関わるこれらの表現を聞いてスムーズに英語で表現できるものはいくつあるか。何となくの英語の理解、教科書レベルでの英会話に英語教師が留まってしまうと、高度な英語力を身につけることは難しいのは明白であろう。

上記のように、資格試験で一定のスコアを取ってしまうとそこで成長が止まってしまうような状況が考えられる。そこで満足せず、極限までの英語力向上を英語教師も目指していきたい。

## 5. まとめ

今回、『英語教師の授業力・英語力向上に関する一考察2022』としてこれまで英語教師の研鑽等について言われていたことに加え、それについてまだまだ指摘されていないこと、見落としがちなことがどうか検討した。英語教師の授業力に関しては、授業の部分だけを切り取った形で議論しているだけでは見落とされている部分も多くあることは明らかであり、英語授業を確立する前にそれを取り巻くものがたくさんのものであった。現場の実情等踏まえた上で教師はどのように授業力を発揮していくべきか、これを今後も熟考していくことが不可欠である。英語教師の英語力ということについては、英語力を低下させないということが大前提であるが、大学入試が指導できる、資格試験が指導できるレベルで満足せず、意外と見落としがちな隅から隅まで英語を聞いたりして理解したり表現したりできる力を身につけていくべく、絶えず極限まで英語力を磨いていくということを忘れてはならない。

最初に触れたように、英語教師の授業力・英語力向上に関する考察については常に更新していくことが大切であり、大学の教職科目の修得や大学院での学位の取得等で終わってはいけない。そして教師が英語をマスターした気にならないことや現場の経験が十分積んだ上でさらに英語教師の授業力・英語力向上を考えていくことが必要であることは明らかであり、今回議論が深まったと思う。

冒頭では、「あんなに何年も日本人は英語を学校で勉強しているのに英語ができない」と言われることも取り上げたが、例えば高校卒業時で「10年近く勉強したのに」とも言われるだろうが、実際の合計学習時間をもし計算すれば、10年には遠く及ばない学習量だろう。それだけ英語学習は時間のかかる道のりの長いものであることもぜひ最後にここで認識しておきたい。

## 注

1 Active Learning: Creating Excitement in the Classroom

(Bonwell and Eison, 1991) を基に、松下佳代が著書『ディープ・アクティブラーニング 大学授業を深化させるために』(2015, 勁草書房) で日本語に訳されまとめられたものである。

## 参考文献

- 石田雅近 (2013) 「終章 成長し続ける英語教員を目指して」石田雅近・小泉仁・古賀貴雄・加納幹雄・斉藤嘉則『新しい時代の英語授業の実践：グローバル時代の人材育成を目指して』(pp. 294-304). 東京：金星堂.
- 和泉伸一. (2009). 『「フォーカス・オン・フォーム」を取り入れた新しい英語教育』大修館書店：東京.
- 卯城祐司. (2018) 「第5章 英語教員」. 望月昭彦 (編) 『新学習指導要領にもとづく英語科教育法』(pp. 52-64) 大修館書店：東京.
- 佐竹直喜 (2013). 「(実践報告) グラフィック・オーガナイザーを中心に据えた英語による授業の試み—英語による分かりやすい授業と身につくコミュニケーション活動をj目指して—」『英語授業研究学会紀要』第22号, 71-80.
- 佐竹直喜 (2018). 「日本の英語授業における英文法指導の在り方を再考する：「授業は英語で行うことを基本とする」上での文法指導」. 『言語文化学会論集』第50号, 121-138.
- 中央教育審議会 (2014). 『新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～ (答申)・用語集』 [https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/fieldfile/2012/10/04/1325048\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/fieldfile/2012/10/04/1325048_3.pdf)
- 中田達也. (2017). 「第9章 語彙指導」. 鈴木涉 (編) 『実践例で学ぶ第二言語習得研究に基づく英語指導』(pp. 124-140) 大修館書店：東京.
- 望月昭彦. (2018) 「第3章 学習指導要領」. 『新学習指導要領にもとづく英語科教育法』大修館書店：東京.
- 望月正道・相澤一美・笠原究・林幸伸. (2016). 『英語で教える 英語の授業—その進め方・考え方』大修館書店：東京.
- 文部科学省 (2018). 『第3期教育振興基本計画』. [https://www.mext.go.jp/content/1406127\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1406127_002.pdf)

# 地域振興のブランディングにおけるキャラクター活用の課題

児玉 恵理\*

## Problems of Utilization of Characters in Branding of Regional Development

Eri KODAMA\*

### Synopsis

The purpose of this report is to consider the problems when both copyright law and trademark law apply to characters. Image characters are used for branding for regional development of local governments. In addition, characters that are copyrighted works may be used as registered trademarks. This report clarifies the relationship between the rights attributable to authors and the rights attributable to local governments when using characters (copyrighted works) and proposes the rational use of characters.

### 1 はじめに

地域のイメージキャラクターの活用は、地名を比喩的に含むキャラクター、いわゆる「ゆるキャラ」の活用がある。各地域のイメージキャラクターは、歴史的な人物や事柄など、その地域の歴史的な事項や風土に関する地誌的なシンボルにもなりうる。例えば本巣市には、「もとまる」があり、ヘアに「淡墨桜」、オデコに「富有柿」、バンダナに「柿へた」、ハッピーには「ホタル」がデザインされている(図1)。本巣市では、「もとまる」くんを活用した地域振興がはかられている。キャラクターは、著作物として保護されるが、登録商標として活用されることもある。それらは、著作権法と商標法に関わりがあるが、それらの法制度には権利の発生や権利の帰属に違いがある。

地域振興のブランディングは、キャラクター(著作物)の活用からそれを利用する商標の活用へ展開できる。キャラクターの商標の活用は、地方公共団体が商標法の団体商標制度により商標自体が著作物そのままを使用するものになる。キャラクターの名称については、著作物性が認められないが、登録商標にはなりうる。そのような関係の中で、キャラクターの著作者と、キャラクター自体とキャラクターの名称を活用する著作者または商標権者である地方公共団体との権利の帰属が必ずしも明確ではない。そのことは、キャラクターを活用する地域振興をはかっていくうえで、キャラクター「ひこにゃん」の著作者と著作権者とされる彦根市との「ひこにゃん事件」のような問題を生じ



図1 本巣市のイメージキャラクター「もとまる」  
(もとまる公式サイトより転載, <http://motomarunoheya.jp/>)

かねない。

地域振興のブランディングで活用されるキャラクターは、著作物の著作者の権利と地方公共団体の著作権の帰属の関係が生じる。また、著作物のキャラクターが登録商標として活用されるとき、著作物の利用と著作者の権利との関係が想起される。ところが、商標法の調整では、著作権と著作隣接権の抵触規定に留まっている。本稿は、地域振興に活用されるキャラクター(著作物)の著作者と地方公共団体との権利の帰属を明らかにして、キャラクター(著作物)の登録商標における利用の関係および著作権と商標権との抵触の関係について考察する。

### 2 ブランディングにおける知的財産の活用

地域振興のブランディングにキャラクターを活用するとき、著作権法のもとに著作物として活用する場合、商標法のもとで登録商標として著作物のキャラクターをそのま

\*一般科目(人文)

ま活用する場合がある<sup>1)</sup>。

## 2. 1 著作物の活用

地域振興のブランディングは、一般的には著作権の観点から、キャラクターを活用して地域振興がはかられている。そのキャラクターの一部に地名・農産物と関係づけられる名称・図形が含まれるものがある。キャラクターは、著作物として著作権により保護される対象になりうる。テレビゲームに登場するキャラクターについては、マンガやテレビ・映画の登場人物等の容貌や姿態などを利用する場合には著作権が及ぶとすることは既に判例<sup>2)</sup>で確立されており、生活空間を闊歩する「ゆるキャラ」も同様に考えられる。アニメや映画と連動するキャラクター<sup>3)</sup>ではなく、最初からキャラクターとして創作された著作物自体については、当然、著作権により保護される対象になる。

そして、地域振興におけるイメージキャラクター（ゆるキャラ）の活用において、主に対象となるのは著作権である。しかし、著作物であるキャラクターを創作的に表現した著作物は、原始的に著作者の権利を享有する（著作権法17条）。著作者の権利は、著作者人格権と著作権からなる。そうすると、著作者に帰属する著作者の権利と地方公共団体に帰属する著作権との関係の中で、たとえばキャラクターの改変にあたっては著作者人格権（同一性保持権）が考慮されなければならない。そして、我が国の著作権制度は、三つの法律が関与している。その三つの法律とは、著作権法以外に、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（以下、コンテンツ基本法とよぶことにする<sup>4)</sup>）」と著作権等管理事業法<sup>5)</sup>である。コンテンツ基本法は、コンテンツ事業者の観点によるものである。コンテンツは著作物とのかかわりがあり、著作物は著作権法で保護される。著作権法は著作者の観点から保護されることから著作物は著作者の権利の対応になるが、コンテンツ基本法では著作物が著作権の対応になる。著作物は著作権という関係は、コンテンツ基本法から直接に導かれるものではない。コンテンツ制作等の行為の規定に知的財産基本法による規定（コンテンツ基本法2条2項3号）があり、その規定は著作物が著作権であることを明記する（知的財産基本法2条1項、2項）。また、著作権等管理事業法では、著作権等管理事業者の観点から、著作権法と同じ保護される客体に対する著作権と著作隣接権の管理を規定する（著作権等管理事業法1条）。したがって、著作権等とは、著作権と著作隣接権が対象になる。

著作権の譲渡はできるが、著作者人格権は一身専属のために譲渡できない。そうすると、著作権を譲渡した場合でも、著作者に著作者人格権（同一性保持権）が留めおかれている。このため、著作者との間に「著作者人格権の不行使特約」を結ぶことがあるが、「著作者人格権の不行使特約」は我が国が著作者の権利の二元論の解釈をとるにしても適

切な対応とはいえない。それは、著作者の権利の一元論か二元論かの違いによるが、著作権の帰属が著作者人格権の不行使特約になるのであれば、キャラクターの二次創作（二次的著作物）では不明確さは残されたままになる。著作権の帰属がたとえ著作権の譲渡であっても、そこには著作者人格権との合理的な関係が想定されていなければならない。

キャラクターの著作者と地方公共団体との権利の帰属に関しては、著作者の権利と著作権および著作権等の違いからの問題が想定される。著作者が著作権者でないときは、我が国の著作権制度の三つの対応関係からの検討が必要である。なぜならば、著作権法では、「著作者の権利およびそれに隣接する権利」（著作権と関連権）を対象とし、それは著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権、著作隣接権が関わりをもっているからである。著作権制度の権利の帰属を考えれば、著作者人格権、著作権の譲渡（著作権法61条）、出版権（複製権と公衆送信権等）の設定（同法79条）、著作物の利用の許諾（同法63条）、実演家人格権、著作隣接権の譲渡（同法103条で同法61条を準用）、実演・レコード・放送・有線放送の利用の許諾（同法103条で同法63条を準用）、それらとは別に著作権等管理（著作権等管理事業法1条）が関係することになる。ただし、著作権等管理事業者は、文化庁に登録される28団体（開始準備中の2団体を含む。）に限定され地方公共団体が直接にかかわれるものではない。ここで着目するのは、著作権等管理とは、信託譲渡であり、著作権等の譲渡になる<sup>6)</sup>。著作権等管理は、出版権（複製権と公衆送信権等）の設定や著作物の利用の許諾の概念が存在しておらず、著作者人格権と実演家人格権は含まれない。なお、同じような著作者が多数の地方公共団体のイメージキャラクターにかかわっているようであり、キャラクターの著作者と地方公共団体との権利の帰属については、明確にしておく必要がある。

## 2. 2 登録商標の活用

地域振興のブランディングにおけるキャラクターの活用は、著作物としてだけの関係ではなく、商標との関係が生じている。商標法は、業として使用する者に商標権を認めることが原則である。その例外として、団体商標と地域団体商標<sup>7)</sup>がある。団体商標は、法人（一般社団法人等）がその構成員に使用をさせる商標をいう（商標法7条）。すなわち、それら商標権は、地方公共団体が有しうることになるが、それら機関が直接に業として使用するものとはいえない。

商標権の帰属は、商標権の移転・譲渡（商標法24条の2第1項）と商標権について専用使用権の設定（同法30条1項）および商標権について通常使用権の許諾（同法31条1項）による移転になる。それらは、商標権者が行うことができる。ただし、団体商標に係る商標権が移転されたとき

は、通常の商標権に変更されたものとみなされる（同法24条の3第1項）。なお、団体商標の団体構成員は、通常使用権者とみなされる（同法31条の2第3項）。専用利用権の設定を受けた専用利用権者は、通常利用権の移転ができる。

また、旧信託業法では信託財産となりうる財産を限定列挙していた。改正信託業法では、受託可能財産の制限が撤廃され、財産権であれば信託財産となり、知的財産権についても受託することが可能になっている。したがって、商標権が信託として譲渡されると、受託者は、商標権を管理し、管理過程で生み出される利益を受益権として流通化を図ることができる。特許庁への移転登録が効力発生の要件であり、受託者は権利の名義人として商標権者になる。信託業法による商標権の管理は、商標権の信託譲渡であり、専用使用権と通常使用権の概念を有しない。商標法と信託業法における商標権の帰属と管理は、著作権法と著作権等管理事業法における著作権等の帰属と管理と同様な関係になる。

そこで、著作物のキャラクターを著作者から何らかの著作権等の権利の帰属のもとに商標権が発生している場合、その間で問題が生じることをあえて想定したならば、単純に著作権と商標権との調整に留まらない。その想定される問題が顕在化したのが「ひこにゃん事件」である。地域振興のブランディングにキャラクターを活用し、そのキャラクターに対して地方公共団体が商標権者になっている場合は、その著作権制度における権利の帰属が明確にされていなければ、著作権制度と商標法における権利の発生や権利の帰属に違いがあることから、潜在的に、同様の問題を抱えていることになる。

地域振興のブランディングのキャラクターの著作権制度と商標法の活用においては、著作者、著作権者または著作権者（著作権等管理事業者のような権利者）、そして商標権者における権利の帰属の関係の明確化は、「キャラクターの著作者の権利と著作権の帰属」および「キャラクターの著作者の権利と著作権および商標権の帰属」の検討から導かれうる。そこには、「地方公共団体に権利の帰属が想定されていないケース」と「地方公共団体に権利の帰属が想定されるケース」がある。

### 3 キャラクターの著作者と地方公共団体の権利の帰属

地域振興のブランディングのキャラクターを著作権制度のもとで、キャラクターの著作者が著作権管理に関与する態様と、キャラクターの著作者と著作権者の地方公共団体が権利の帰属を棲み分けているとみなせる態様、キャラクターの著作者と著作権者の地方公共団体が権利の帰属の棲み分けに問題が生じた態様がある。その具体的なケースは、境港市と深谷市および彦根市におけるキャラクターの活用事例になる<sup>8)</sup>。

#### 3. 1 地方公共団体にキャラクターの著作者の権利の帰属が想定されていないケース

境港市は、著作物（漫画「ゲゲゲの鬼太郎」）によって、地域振興がはかられている典型的なケースになる。2000年8月から、JR境線米子駅から境港駅の15駅は全国各地に語り継がれる妖怪の名前が愛称として用いられ、「ゲゲゲの鬼太郎」のキャラクターが外装と内装に複製された列車で結ばれている。本ケースは、市のイメージキャラクターとして既存のマンガのキャラクターを活用して地域振興のブランディングをしていることになる。漫画「ゲゲゲの鬼太郎」の場面が描かれた列車には、いたるところに「©水木プロ」が表記されている。この表記は、漫画やアニメのキャラクターに、「©漫画やアニメの著作者」に見られるものと同様である。

境港市の地域振興は、市全体を著作物「ゲゲゲの鬼太郎」の生活空間にすることになる。このケースは、ゆるキャラを活用したブランディングではないが、キャラクターと著作者の出身地が一体化して地域の生活空間を形成している。漫画「ゲゲゲの鬼太郎」の水木しげる氏に著作者の権利と「ゲゲゲの鬼太郎©水木プロ」の中で、境港市のマンガの権利の帰属は明確ではない。ただし、「©水木プロ」の表記自体は、米国が1989年にベルヌ条約に加盟した後は、法的な意味はほとんど存在しない<sup>9)</sup>。

そこで、「©水木プロ」の表記の意味から推測すると、水木プロは、コンテンツ基本法ではコンテンツ事業者の知的財産権管理（著作権管理）になり、著作権法では著作権の譲渡等による著作権者になり、著作権等管理事業法を類推適用すれば著作物（ゲゲゲの鬼太郎）の信託譲渡による著作権等管理事業者のような関係になろう。境港市の権利の帰属をあえて仮定すれば、それは著作物（ゲゲゲの鬼太郎）の利用の許諾といえる。漫画「ゲゲゲの鬼太郎」の著作者の権利と「ゲゲゲの鬼太郎©水木プロ」の著作権者（著作権等管理事業者）および境港市（地方公共団体）の著作物の利用の許諾による使用が想定しうる限り、地域振興のブランディングをすすめるうえでの権利の帰属の関係に支障は想定しえない。

著作者の死後に、継続的に創作活動が維持されているものの、「サザエさん」や「クレヨンしんちゃん」がある。漫画「ゲゲゲの鬼太郎」の各キャラクターも、「©水木プロ」によって、同様に新たな創作活動が継続されることを想起させる。本ケースと同様なものに、新潟県新潟市出身の水島新司氏の漫画「ドカベン」がある。境港市に177体の妖怪ブロンズ像が配置される「水木しげるロード」があるが、新潟市古町通にはマンガの登場人物の銅像を並べた「水島新司マンガストリート」がある。本ケースは、キャラクターに対して、地方公共団体が少なくとも物権的な権利に関与するものにはなっていないことが想定できる。

### 3. 2 地方公共団体にキャラクターの著作権の帰属が想定されるケース

埼玉県深谷市は、市全体の生産者のボトムアップを図るために、ねぎをモチーフに加えた「ふっかちゃん」を参加させ、深谷ねぎ関連のイベントを企画し運営する。深谷駅前の開発が行われ、駅前広場には、2013年2月に「ふっかちゃん」の時計台<sup>10)</sup>が設置され、「ふっかちゃん」の描かれている階段がある。「ふっかちゃん」のモニュメントや「ふっかちゃん」のイラストが描かれたバスが運行されており、商店街の至る所に「ふっかちゃん」の看板がある。2013年4月には、「ふっかちゃん横丁」が完成している。深谷市全体が2本のねぎをモチーフにした角をもつ「ふっかちゃん」で彩られている(図2)。



図2 深谷駅前の時計台とバスのボディに付される「ふっかちゃん」

(2021年6月筆者撮影)

ゆるキャラ「ふっかちゃん」<sup>11)</sup>は、2010年6月28日に深谷市のイメージキャラクターとなり、深谷市役所企画課が先導し普及させている著作物の活用による地域振興のためのブランディングになる(図2)。キャラクター「ふっかちゃん」には、「©FUKAYA CITY」または「©深谷市」が付されている。また、その表記は、深谷市の特産品に登録商標の表示®のように付されている。その表記からいえば、深谷市は、「ふっかちゃん」の著作権者または著作権等管理事業者と類似する関係になる。なお、深谷市に見られる「ふっかちゃん」は、深谷市で生活する生き物のようであり、図3のNo.001の正対するニュートラルな形態から派生したバラエティに富んだ姿態がある。それらは、深谷市が著作権の譲渡による著作権者として著作するのではなく、著作権者が著作するキャラクターの姿態が著作されるとともに深谷市に信託譲渡される著作権等管理事業者に近い関係にある。

地域振興のブランディングにキャラクターを活用する多くのケースが、本ケースと同様なものになる。本ケースは、キャラクターに対して、地方公共団体がたとえ物権的な権利に関与するものであるとしても、キャラクターの同一性の保持が問題となることはない。その問題が生じてい



No.001



着ぐるみ(着ぐるみ)

図3 ゆるキャラの「ふっかちゃん」

(ふっかちゃん公式サイトより転載, <https://www.fukkachan.com/fukka/profile.html>)

ない点からいえば、地方公共団体へのキャラクターの権利の帰属は、©表記を著作権の譲渡の適用を前提にする必要性はない。

著作権法に、著作権の帰属の規定がある。それは、映画の著作物が映画製作者に帰属する規定である(著作権法29条)。それは、職務上作成する著作物の著作者(同法15条1項)により映画製作者に著作権の権利を原始的に取得させる規定を有する著作権法よりも、コンテンツ基本法と著作権等管理事業法における権利の帰属に近い性質といえる。そのとき、著作権の帰属は、著作権の譲渡だけではなく、出版権(複製権と公衆送信権等)の設定、著作物の利用の許諾、そして信託譲渡による著作権等管理を含めた関係からとらえ直さなければならない。

「ふっかちゃん」に「©深谷市」とあったとしても、キャラクターの新たな創作は少なくとも著作者が関与している。そのとき、著作権が移転していると解する必要はない。キャラクターの著作権の帰属が著作者と地方公共団体のいずれにあると、著作者人格権は著作者に一身専属し、その権利の帰属の関係の中でキャラクターの新たな創作が継続されなければならない。本ケースと同様なものに栃木県の「とちまるくん」があり、それには「©栃木県」が表示される。また、群馬県の「ぐんまちゃん」があり、それには「©群馬県」が表示されているものがある。また、熊本県の「くまモン」に、「©2010 熊本県 くまモン」という表記が見られる。また、館山市の「ダッペエ」は、館山市とキャラクターをデザインしたデザイン会社「studio crocodile」との連名で「© studio crocodile・館山市」と表記されている。ゆるキャラ等を使用するものは、©表示の有無を問わずに対象になる。その中で、複数の市町を統括する「いるま野農業協同組合」の農産物販売促進キャラクター「いるま野 とれ蔵」がある。そこには、「©torezo」が表示されている。その表示自体には、著作権法において問題があるが、複数の市町を統括する著作権の帰属の表示があってもよいだろう。

なお、キャラクター「ふっかちゃん」は、商標権者が深

谷市の登録商標でもある<sup>12)</sup>。登録商標「ふっかちゃん」は、広告にかかわる商品と役務（サービス）に使用されており、「© FUKAYA CITY」を付した深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」の使用とは区分けされている。また、文字「ふっかちゃん」も、商標権者が深谷市の登録商標である<sup>13)</sup>。深谷市では、「ふっかちゃん」を使用した農産物とその加工品のブランド化により、地域振興がすすめられているが、その登録商標の活用は限定的である。また、キャラクター「とちまるくん」も商標権者が栃木県の登録商標でもあり<sup>14)</sup>、キャラクター「ぐんまちゃん」は商標権者が群馬県の登録商標でもあり<sup>15)</sup>、キャラクターと名称「くまモン」は商標権者が熊本県の登録商標でもある<sup>16)</sup>。文字「ダッペエ」は、studio crocodileと館山市が商標権者である<sup>17)</sup>。それらも「ふっかちゃん」と同様に、登録商標の活用は限定的である。

### 3. 3 キャラクターの著作者の権利と地方公共団体との権利の帰属の棲み分けに問題が生じたケース

著作物であるキャラクターを商標登録することによって、登録商標のキャラクターを地域振興のブランディングとして活用する態様がある。「ゆるキャラ」ブームの先駆けとなるものに、滋賀県彦根市の「ひこにゃん」がある。「ひこにゃん」のキャラクターは、2007年に開かれた「国宝・彦根城築城400年祭」の実行委員会が公募して生まれたキャラクターであり、キャラクター作家の甲野松夫（ペンネーム：もへろん）氏が創作した「かぶとねこ」になる。なお、大阪高裁の判示の中で、本件各イラストは、彦根藩二代目藩主を手招きして落雷から救ったという伝説の猫が彦根藩伝来の「井伊の赤備え」と呼ばれる兜をかぶった姿をモチーフにして描かれたものとされている。

また、このキャラクターの愛称「ひこにゃん」は、全国から応募のあった1,167件（愛称数788点）から、2006年4月に「国宝・彦根城築城400年祭」実行委員会が決定したものである。彦根市のイメージキャラクター「ひこにゃん」は、彦根市の地名を比喩的に含む「© 彦根市」と表記される著作権制度によって保護される著作物である（図4）。



図4 著作物「かぶとねこ」の「座る」、「跳ねる」、「刀を持つ」3ポーズのキャラクター「ひこにゃん」

（ひこにゃん公式サイトより転載、<https://hikone-hikonyan.jp/>）

「ひこにゃん」の名称とキャラクターおよび着ぐるみ（図5）は、商標権者が彦根市の登録商標である<sup>18)</sup>、彦根市は、それら登録商標をイメージキャラクターとして使用していることになる<sup>19)</sup>。境港市と深谷市が市内を著作物のキャラクターの活用で地域のブランディングをはかっているのに対して、彦根市は登録商標のキャラクターの活用で地域のブランディングをはかっていることになる。「ひこにゃん」は登録商標であるが、着ぐるみ「ひこにゃん」の写真に「© 彦根市」と表示されているものがある。いずれにしても、キャラクター「ひこにゃん」は著作物である。



ぬいぐるみ（着ぐるみ）

図5 登録商標の「ひこにゃん」

（ひこにゃん公式サイトより転載、<https://hikone-hikonyan.jp/>）

著作権の帰属に関して「ひこにゃん事件」があるが、この事件は決定<sup>20)</sup>がなされているので、改めて検討する必要性はないかもしれない。ところが、著作権の帰属を著作権法上の著作権の譲渡と解して判断がなされている経緯については、本稿で検討してきた観点から、再考することに意義があろう。著作権の帰属とその移転は、著作者人格権の著作者の一審専属性の観点から、著作者の権利を起点に著作者と著作権者との合理的な関係が形成されなければならない。「ひこにゃん」の著作者は、「ひこにゃん」に地名活用とデザインが類似する「ひこねのよいにゃんこ」（図6）を絵本として出版している。それは、彦根市が「ひこにゃん」の著作者に「ひこねのよいにゃんこ」の創作活動を認めていることによるとされる。ただし、この内容は、「かぶとねこ」と「ひこねのよいにゃんこ」および「ひこにゃん」との関係からいって、著作者の権利と著作権の帰属の関係が不明確である。著作権の譲渡はできるが、著作者人格権は一身専属のために譲渡できないとすると、すでに指摘したように、キャラクターの二次創作（二次的著作物）でも、著作者の権利と著作権の帰属の関係の不明確さは残されたままになる。その中で、「ひこねのよいにゃんこ」のグッズが出回り、著作権と商標権との侵害が相互に影響を及ぼす問題へ派生させている。



図6 著作物と登録商標の「ひこねのよいにゃんこ」

(ひこにゃん公式サイトより転載, <https://hikone-hikonyan.jp/>)

この問題は和解<sup>21)</sup>となっているが、その実態は課題が残されたままといえる。著作権の帰属は、当事者間に齟齬があることから、著作権の帰属は、「国宝・彦根城築城400年祭」の実行委員会に出版権（複製権と公衆送信権等）の設定または著作権等管理の性質に近い。そうすると、「国宝・彦根城築城400年祭」が終了した時点で、キャラクター「ひこにゃん」の著作者へ著作権は返戻されよう。「国宝・彦根城築城400年祭」が終了後に、キャラクター「ひこにゃん」の著作権が彦根市に譲渡されることはないはずである。

「ひこにゃん」の著作権に関しては3姿態であるが、4番目の姿態（図7の右端）を著作するにあたっては、彦根市ではなく甲野氏が担当して、両者には新たに和解文書が交わされている。ただし、それは未公開である。なお、4番目の「万歳」の姿態は、商標権者が彦根市の登録商標である<sup>22)</sup>。そして、「ひこにゃん」の着ぐるみの立体商標が彦根市と甲野氏とがこじれた要因の一つであるが、「ひこにゃん」の着ぐるみを挟んで、甲野氏と彦根市が共同会見でお約束させられている<sup>23)</sup>。その後、「ひこにゃん」は、さらに新規イラスト6姿態を加え、深谷市を闊歩する「ふっちゃん」のようにになっている。

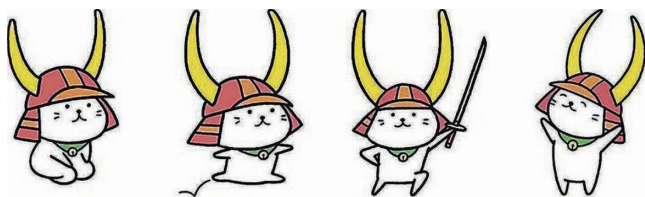


図7 「ひこにゃん」の4姿態

(ひこにゃん公式サイトより転載, <https://hikone-hikonyan.jp/>)

「ひこにゃん事件」は、表面的には、キャラクターの著作者と地方公共団体との著作権の譲渡と著作者人格権（同一性保持権）の問題といえる。「ひこにゃん事件」の訴訟と和解に至る経緯からいえることは、キャラクターの著作者と地方公共団体との合理的な権利の帰属の関係が地域振興のブランディングでキャラクターを活用するうえで不可

欠な観点のはずである。キャラクターの著作物を標章として利用するとき、キャラクターの著作者人格権とキャラクターを利用した標章の商標権を考慮して、著作権の譲渡ではなく、出版権（複製権と公衆送信権等）の譲渡か信託譲渡であっても、「ひこにゃん」には<sup>24)</sup>が付される。「ひこにゃん」の著作権と商標権がたとえ彦根市に帰属しても、彦根市が「ひこにゃん」の新たな創作活動を継続していかれるかは疑問である。甲野氏側は著作権の帰属を著作物の利用権の設定または独占的な著作物の利用権の許諾を想定しており、彦根市側は著作権の譲渡は著作権等管理もどき対応でよいとし、「ひこにゃん」の着ぐるみが彦根市への二次的著作物利用権の譲渡のもとに制作するものではなく、甲野氏参加の着ぐるみであったならば、「ひこにゃん事件」の著作権問題の契機を与える事態には至らずに、他の地方自治体のキャラクターの活用のような関係が築きうる関係になっていることが想定できる。

本ケースと同様なもので、特にキャラクターの著作者と地方公共団体との争いのないものとして、「咲ちゃん」は広島国体限定のキャラクターがある。現在、「咲ちゃん」に関しては、広島国体後においても広島県県民に愛されるキャラクターとして親しまれており、「にしき堂」が「咲ちゃん」の商標権者になって「やき餅咲ちゃん」などに使用している。また、銚田市マスコットキャラクター「ほこまる」<sup>25)</sup>がある。図形商標「ほこまる」の中には、HOKOTAの文字が含まれている。「ほこまる」では、「ひこにゃん」の問題が生じることはないかもしれない。また、著作物のキャラクターを利用した登録商標に関するケースでも、同様かもしれない。「ひこにゃん」は、キャラクターの姿態の著作物の著作者と、キャラクターの名称の命名者が異なっている<sup>26)</sup>。「ひこにゃん事件」は、著作者および著作者と商標権者である地方公共団体が一体となって「ひこにゃん」を育て全国的に著名にしたことによる極めて特殊なケースかもしれない。しかし、地域振興におけるイメージキャラクターの活用においては、著作権が地域振興をはかる地方公共団体に帰属するとしても、著作者人格権および二次的著作物の権利管理の対応が必要になる。その対応とともに、団体商標の登録商標の権利管理が商標権者の対応として関与する。その関係の中で、キャラクターの著作者の権利とキャラクターの著作権およびキャラクターの同一性保持権に関する調整が絶えず必要になる。

#### 4 著作物と標章との利用および著作権と関連権と商標権との抵触

地域振興のブランディングをすすめるうえで、キャラクターの著作者の権利と著作権の帰属が不明確のままであると、キャラクターの商標権の帰属も不明確になるはずである。そのことは、著作物の標章の利用ならびに著作権と関連権および商標権との抵触の潜在的な問題となりうる。その障害となる主要なものは、著作者、著作権法の法理によ

る著作権者、著作権等管理事業法の法理による著作権等管理事業者のような権利者、そして商標権者との合理的な関係が構築されていないことになる。キャラクターの著作物を利用して登録商標とすると、そこには、著作権と関連権および商標権との抵触の関係が想定されてくる。

商標法では、商標権と著作権・著作隣接権との抵触規定がある。すなわち、指定商品または指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によって、著作権・著作隣接権と抵触するとある（商標法29条）。著作権・著作隣接権と商標権との抵触は、著作権についてはたとえば出版権（複製権と公衆送信権等）の設定等の契約により調整されることになる。商標権と著作権・著作隣接権との抵触は、登録商標の使用に関することというよりも、主として、商標自体に著作物が含まれることによる。デザイン化された標章は著作者が関与しているが、商標法29条に、著作物との利用規定はない。

商標自体が平面商標から立体商標へ、そして音商標・動き商標・ホログラム商標・色彩のみからなる商標・位置商標、さらに、におい商標といった新しいタイプの商標へ拡張される環境にある。商標法29条の改正の経緯を見れば、1996年の一部改正前は商標権と意匠権または著作権とが抵触する場合のみの調整が規定されていたのが、同改正で立体商標制度が導入されたことに伴って商標権と特許権または実用新案権とが抵触する場合の調整も追加されている。また、2015年に、音商標・動き商標・ホログラム商標・色彩のみからなる商標・位置商標が認められたことにより、著作権に著作隣接権が加えられている。

商標権と他の知的財産権との抵触関係は、商標権の効力の登録商標と同一なものに対する専用権については利用権制度等で対応可能な面があるが、商標権の効力の登録商標と類似なものに対する禁止権に関する対応の問題が残る。新しいタイプの商標が加えられたことから、商標の類否の判断は、これまでの商標のタイプを越えて行わなければならない。本稿と直接にかかわることではないが、商標が平面・立体商標の視覚から五感へ拡張される中で、商標・商品・役務の類似の概念の再構成が必要である。

®も©と同様に、我が国では法的な意味はない。また、TMとSMも見ることはあるが、それらは、それぞれトレードマークとサービスマークを指す<sup>27)</sup>。また、各地方公共団体のイメージキャラクターに©表示や®表示を付していないのならば、地域振興のブランディングに例えば本巣市イメージキャラクター「もとまる」を活用するとき、「もとまる」の文字および図形が登録商標か否かを問わずに、図形「もとまる」に文字「もとまる」およびTMとSMを配置し、さらに著作者の市原麻奈美氏と著作権管理者としての本巣市を併記した「© MOTOSU CITY（塩崎歩美）」を付した構図が考えられる（図8）。

地方自治体のキャラクターは、著作物であり、商品と役



© 2013 本巣市・MOTOSU CITY（塩崎歩美）

図8 本巣市の「もとまる」を活用したブランディングの表示例

（もとまるは公式サイトより転載し、<http://motomaruhoheya.jp/>表示を付加）

務に付して使用される商標（標章）となり、それが登録商標となりうることもある。地方自治体のキャラクターの著作者と地方自治体の著作権者と商標権者としての著作者の権利と著作権および商標権との帰属の關係に整合性をとることが地域振興のブランディングにおいてキャラクターを活用するうえで必要である。

## 5 おわりに

地域振興のブランディングは、各地方公共団体のイメージキャラクターなどの活用によってすすめられている。キャラクターは著作物であり、著作権の表示が著作者から地方公共団体になることがある。しかし、そのときに著作権の買い取りといった表現で著作権の帰属がいわれる。著作権の帰属は、著作権の譲渡と解釈される。ところが、著作権法における著作権の譲渡で著作権の帰属がすすめられるケースは多くはない。他方、著作権等管理事業法では著作権等管理は著作権の譲渡（信託譲渡）は当たり前のようになされている。しかし、それは、著作権の譲渡と表記されていても、著作権の帰属の内容が著作権法と著作権等管理事業法では異なっている。その違いが顕在化したのが「ひこにゃん事件」である。

我が国の著作権の譲渡は、米国にとっては著作権の所有権管理（govern the ownership of copyright）となる。理系の学協会への著作権の譲渡は著作権法における著作権の帰属で、その後は著作権等管理事業法の著作権等管理が著作権の帰属となっている。これは、著作権法と著作権等管理事業法という異なる法文化に基づく対応関係になるが、キャラクターの著作権の譲渡と著作権等管理との対応関係として適用しえない。ただし、著作権の譲渡と著作権の所有権管理との著作権の帰属の關係において、著作権の所有権管理はcopyright transferの契約によるものである。この契約内容は我が国の著作権の譲渡ではなく、出版権の設定に類似している。

我が国の著作権制度は、コンテンツ基本法、著作権法、そして著作権等管理事業法の三つの法律が関与している。

境港市のキャラクターのように著作権等管理がキャラクターの著作権側の著作権者であるとき、またキャラクターの著作権者が地方公共団体にある場合は、現実に問題となることはないかもしれない。しかし、著作権の帰属の明確化は、彦根市のキャラクターの著作権と商標権の帰属の関係の問題から派生する。著作権の帰属は、著作権の譲渡、出版権（複製権と公衆送信権等）の設定、著作物の利用の許諾、そして信託譲渡による著作権等管理の中で明確にされなければならない。

また、地域振興のためのブランディングは、著作物だけでなく、商標が関わっている。そのブランディングの関係は、著作物としての著作権法と登録商標としての商標法という個別の法律が分断されてすすめられるわけではない。キャラクターが商標の場合であっても、著作物のキャラクターを利用していることになり、著作物と商標（標章）とが相互に利用される関係が想定される。著作物とその伝達行為および商標との抵触は、商標法29条によって調整が可能である。しかし、現状は、商標法29条の商標権と他の知的財産権との抵触関係の規定では著作権と著作隣接権との抵触にとどまっている。なお、著作権と関連権との抵触に関しては、著作者人格権が言及されることはないが、「ひこにゃん事件」の係争の本質である同一性保持の観点からいって、当然、著作者人格権の対応が必要になる。

登録商標は、需要者にとっては品質保証と出所表示および宣伝広告の機能において混乱要因となることが想定される。商標は、平面商標から立体商標へ、さらに音商標・動き商標・ホログラム商標・色彩のみからなる商標・位置商標、さらに、におい商標へ拡張される環境にあることから、類似の概念に違いがある。発明の均等論とデザインのコンセプトは類似性や同一性を明確にすることにあるが、商標、商品、役務の類似性が非類似性の防護標章（商標法64条）へ拡張されることと違いがある。地域振興のためのブランディングにおいて、今後、商標法29条の商標権と他の知的財産権との関係の中で、知的財産・知的財産権と登録商標・商標権との相互の利用・抵触の関係の規定の法整備が求められる。

## 注

- 1) 児玉恵理（2014）『埼玉県の近郊野菜の地域ブランド化と個人ブランド化の研究』（2013年度お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科修士論文）。
- 2) 東京地判昭和51年5月26日昭和46年（ワ）151号無体例集8巻1号。
- 3) 映画で登場するミッキーマウスが、映画の公開と連動して保護期間が算定されるのは、米国の連邦著作権法の法理、いわゆる有形的な媒体への固定が保護要件とされることからいえることである。我が国の著作権法では、有形的な媒体への固定が保護要件とされない点で米国の連邦著作権法とは異なる。
- 4) 「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」は、コ

ンテンツ振興法やコンテンツ保護基本法などと略記されることがある。本稿では、知的財産基本法が「知的財産の創造、保護及び活用の促進」に関する基本法であり、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」は知的財産基本法の基本理念にのっとっていることから、「コンテンツ基本法」と呼ぶことにする。

- 5) 著作権等管理法は英米法系であり、著作権法が大陸法系であるので、それらの法理が異なっている。
- 6) 我が国で著作権の譲渡は、copyright transferで使用しているといっていよい。それは、著作物が著作権という©表示の観点と符号する。
- 7) 地理的表示の保護（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定22条）は、まず商標法の地域団体商標制度において規定されることになる。農産物ブランドの取り組みでは、地域の特産品にその産地の地名を付す等、地名と商品名からなる商標が数多く用いられている。そのような地域振興政策から、2006年4月1日に改正商標法が施行されたことで、「地名」+「商品名」により構成される商標が「地域団体商標」として認められることになった。地域団体商標の規定は、商標法の例外規定になる。従来の商標法では、このような地名と商品名からなる商標は、商標としての自他商品・役務識別力を有しない、特定の者の独占になじまない等の理由により、商標登録を受けることはできなかった。ただし、図形と組み合わせられた場合や全国的な知名度を獲得した場合は除かれる。したがって、地名が図案化された団体商標が登録商標として認められる。
- 8) 地域振興のブランディングの事例は、境港市と彦根市および深谷市をとりあげている。それら各市の地域振興のブランディングには、知的財産の展開において本稿で考察しなければならないキャラクターの著作権の権利と地方公共団体の著作権の帰属およびキャラクターの標章としての商標権の帰属に関する各パターンが含まれている。
- 9) 国際的な著作権の国際条約にベルヌ条約があるが、それは著作権保護を受けるのに何らの手続きをも要しない無方式主義をとっている。当時、ベルヌ条約に加盟していなかった米国は、著作権保護を受けるためには登録を必要としていた。©表示は、万国著作権条約によるベルヌ条約と米国の加盟するパナアメリカン条約との調整によるものであり、「©発行年、権利者名」の表示をすれば米国でも著作権保護が受けられるとするものである。
- 10) 1時間ごとに「ふっかちゃん」から渋沢栄一のマスコットに変化し、音楽が奏でられてから元の状態に戻る。深谷の農家出身で日本資本主義の父といわれる渋沢栄一存在は、深谷にとって誇りである。「ふっかちゃん」と渋沢栄一とのコラボは、深谷の歴史、産業などを加味する地誌的な観点からの地域振興のブランディングの観点からも興味深い。
- 11) 「ふっかちゃん」の著作者は、市原麻奈美氏（当時、東京都町田市：主婦）（2010年6月発表）といわれている。この著作者は、「ふっかちゃん」以外にも、多数のイメージキャラクターを著作している。
- 12) キャラクター「ふっかちゃん」は、登録日が2010年11月19日の商標登録の登録番号（第5368994号）の登録商標である。
- 13) 文字「ふっかちゃん」は、登録日2021年4月12日の商標登録の登録番号（第6376187号）の登録商標である。
- 14) キャラクター「とちまるくん」は、登録日が2016年4月22日の商標登録の登録番号（第5843402号）の登録商標であり、その中に文字「とちまる」が含まれている。
- 15) キャラクター「ぐんまちゃん」は、登録日が2016年11月25日の

商標登録の登録番号（第5898850号）の登録商標であり、その中に文字「群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」が含まれている。また、名称「ぐんまちゃん」は、登録日が2017年7月14日と2017年11月17日の商標登録の登録番号（第5963481号と第5996149号）の文字商標である。なお、キャラクターと名称「ぐんまちゃん」の登録商標には、派生形が見られる。

- 16) 「くまモン」の名称は登録日が2011年2月4日の商標登録の登録番号（第5387806号）の文字商標であり、キャラクター「くまモン」は登録日2011年2月4日の商標登録の登録番号（第5387805号）の平面商標である。
- 17) 「ダッペエ」の名称は、登録日が2011年2月25日の商標登録の登録番号（第5394346号）の文字商標である。
- 18) 「ひこにゃん」の名称は登録日が2008年1月11日と2011年1月21日の商標登録の登録番号（第5104693号と第5385269号）の文字商標であり、キャラクター「跳ねる」は登録日2008年1月11日と2011年1月21日の商標登録の登録番号（第5104692号と第5385268号）の平面商標であり、着ぐるみは登録日2011年5月13日の商標登録の登録番号（第5411684号）の立体商標の登録商標である。
- 19) 「ひこにゃん」の登録商標は、彦根市で開かれた「井伊直弼と開国150年祭」（2008～2010年）などを盛り上げるため、彦根市が申請に基づき、無償使用を認めてきた。「ひこにゃん」の登録商標については、商標使用の有料化がなされている。ただし、公共目的や市のPRにつながる旅行会社などの利用は無料とする措置があるが、その場合であっても通常使用権の許諾を必要とする。
- 20) 大阪高決平成23年3月31日平成23年（ワ）56号判例時報2167号81頁。
- 21) 類似キャラクターグッズ販売会社をも相手にした本案訴訟（大阪地裁平成22年（ワ）3904号）は、平成24年11月22日に和解により終了している。「ひこにゃん」の係争とその和解の内容は、報道を通して一定の共通認識となっている。しかし、「かぶとねこ」と「ひこねのよいにゃんこ」の著作者によれば、一定の共通認識となっている和解の報道内容とは明らかに異なっている。
- 22) 4番目の「万歳」の姿態は、登録日が2018年5月11日の商標登録の登録番号（第6042695号）の登録商標である
- 23) 「やっと会えたね、ひこにゃん！原作者と初対面、お約束も」  
<https://www.asahi.com/articles/ASP77777VP77PTJB001.html>
- 24) 我が国では、指定商品（商標登録において指定した商品）やそのパッケージなど、指定役務（商標登録において指定した役務（サービス））に登録商標を表示する際に、「登録商標」と表示するよう努めなければならないとされる（商標法施行規則第17条）。
- 25) 「ほこまる」の文字商標と平面商標には®が付され、銚田市の農産物等に使用されている。
- 26) ひこにゃんのキャラクターの著作物については、著作者と地方公共団体との間で権利の帰属が移転されている。ひこにゃんの文字についての商標権は、著作者にはなく、ひこにゃんと命名した地方公共団体にある。
- 27) たとえ登録商標でなくとも、先使用による商標の使用をする権利（商標法32条）が認められることがありうる。2020東京オリンピックのエンブレムは登録商標であるが、™が付されていたことがある。

児玉恵理（2016）：地域ブランドにおける知的財産活用の展開。パテント、69（7）、pp.50-56.

児玉恵理（2017）：深谷ねぎ産地におけるブランド化への対応と課題」地理学評論、90（3）、pp.241-256.

齊藤博（2018）『著作権法概論』勁草書房.

茶園成樹（編）（2014）『商標法 第2版』有斐閣.

博報堂地ブランドプロジェクト編著（2006）『地ブランド 日本を救う地域ブランド論』弘文堂.

農林水産省知的財産戦略本部専門家会議（2008）『農林水産物・食品の地域ブランド確立（地域ブランドワーキンググループ報告書）』.

## 参考文献

青木貞茂（2014）『キャラクター・パワー——ゆるキャラから国家ブランディングまで』NHK出版.

# 低負荷で全運動範囲において最大速度で行うスクワット トレーニングが下肢最大筋力及び運動パフォーマンスに与える影響

—岐阜高専男子バレー部を対象として—

勝野 太介\*

Effect of low-load speed squats over the entire range of motion on maximal leg muscle strength and exercise performance  
-For Gifu Kosen Men's Volleyball Club-

DAISUKE Katsuno\*

## Synopsis

The purpose of this study is to examine the effects of low-load speed squats on maximal leg muscle strength and exercise performance. A paired T-test analysis of training results revealed significant differences in maximal leg muscle strength and vertical jump.

## 1. 緒 言

競技現場では当たり前のように実施されているレジスタンストレーニングは、神経系要素の改善と筋肥大の2つが主な目的とされている<sup>1)</sup>。レジスタンストレーニングによって神経系要素の改善、つまり運動単位の動員能力の改善を目的とする場合は、高強度(80%~90% of 1 repetition maximum: RM)・低反復回数(約3~8回)の負荷を用いたトレーニングプロトコルが有効とされており、筋肥大を目的とする場合は、中強度(約50%~80% of 1 RM)・高反復回数(約8~20回)の負荷を用いたトレーニングプロトコルが有効であるとされている<sup>2)~5)</sup>。

また、筋が発揮する最大パワーの改善を目的とする場合は低強度(50%~60% of 1 RM)・低反復回数(約5~10回)のトレーニングプロトコルにおいて、最大速度で遂行することが重要であるとされている<sup>6)</sup>など、トレーニング中の運動速度もトレーニング効果を決定づける重要な要因である。

さらに、ジャンプやランニングなどの運動形態には、急激な筋の伸長後に短縮される伸長—短縮サイクル運動を用いたものが多い。伸長—短縮サイクルを利用することにより、予備緊張による筋の活性化<sup>7)~9)</sup>、直列弾性要素に貯蔵した弾性エネルギーの効果的再利用<sup>10) 11)</sup>、伸張反射の誘発による張力の増大<sup>12) 13)</sup>という効果を得ることができ、

より高い運動速度および関節トルクを獲得することが可能である。

その一方で、挙上も含めた運動範囲全体においてゆっくりと運動を行うスロートレーニングという方法も提唱されている。この方法は、1RMの30%程度という非常に軽い負荷で、5~10秒ほどかけて挙上と下降を繰り返すものである。筋タンパクの合成に必要な成長ホルモンの分泌量は、用いられる負荷によって大きく異なる<sup>14)</sup>が、筋肥大を目的としたトレーニングプロトコル、もしくはスロートレーニングの様なトレーニングプロトコルであれば、その血中濃度は著しく上昇するとされている<sup>1)</sup>。

このように、レジスタンストレーニングの効果は、そのトレーニングプロトコルと運動速度に大きく影響を受ける。これらの先行研究では、対象者が十分なトレーニング経験を有する者や大学生等の身体の発達が高められている者が対象者となる場合が多く、トレーニング初心者(トレーニング歴が1~2年)におけるスクワットトレーニングのトレーニングプロトコルおよび運動速度が運動パフォーマンスに与える影響を検証した研究はあまり見受けられない。

そこで本研究の目的は、トレーニング初心者における低負荷で全運動範囲において最大速度で行うスピードスクワットトレーニング(以下SS)が運動パフォーマンスに与える影響を比較検討し基礎的な知見を得ることとした。

なお、本来であれば筋肥大を目的とするトレーニングプロトコルや筋の最大パワー発揮改善を目的としたトレーニ

\*一般科(自然)

低負荷で全運動範囲において最大速度で行うスクワットトレーニングが下肢最大筋力及び運動パフォーマンスに与える影響：

ングプロトコル等の群を作成し比較すべきである。しかし、被験者数を増やし基礎的な知見を得ることが目的のため、今回はSSが運動パフォーマンスに与える影響をトレーニング前後の測定結果から比較検討することのみに留めた。

## 2. 方法

### 2. 1 被験者

岐阜高専バレー部に所属している男子学生5名を対象とした。低負荷で全運動範囲において最大速度で行うSSは、筋腱複合体に対する負荷が大きく、日常からトレーニングを行っていないものでないと傷害を誘発させてしまう恐れがある。対象者5名はトレーニング期間が1年～2年であり、日常からトレーニングを実施しているものと判断した。全ての被験者に本実験の趣旨、内容、および安全性についてあらかじめ説明し、参加の同意を得た。

### 2. 2 トレーニング内容

スクワット時のシャフトを担ぐ位置は、肩甲骨上縁部、つま先の向きは平行、スタンス幅は肩幅とした。最下降時の高さにおいては、膝関節位置が変化しない範囲で最も沈み込めた高さとした。なお、スクワットの動作形態は、膝関節位置をなるべく固定し、股関節を中心に可動させる股関節主導型スクワットを採用した。股関節主導型スクワットを採用した理由は、真鍋ら<sup>15)</sup>の先行研究において、疾走パフォーマンス向上に効果があるとされているためである。

SSは最大運動速度を向上させることが目的であるため、比較的軽重量(40% of 1RM)の負荷で5セット行う方法を採用し、十分に反動を用いながら全局面にて可能な限り高い速度で実施するように指示した。なお、40% of 1RMという負荷は比較的軽い負荷であるため、15回以上拳上することは可能であるが、運動速度が低下する可能性が高いため、全てのセットにおいて15回までと規定した。セット間は3分間の休憩を設けた。

トレーニング期間は8週間とし、週2回、2日間以上の間隔をおいて実施するものとした。

### 2. 3 測定項目

下肢最大筋力の測定にはスクワット最大拳上重量(以下SQ 1RM)を採用した。また跳躍系スポーツの基本となる垂直跳び(以下VJ)、そして多くのスポーツの基本となる疾走運動である30mスプリント(以下SP)を測定した。

#### 2. 3. 1 スクワット最大拳上重量(SQ 1RM)

跳躍動作に必要な下半身の筋力を評価するため、SQ 1RMの測定を行った。測定では、膝関節の角度が90°になるまでしゃがみ込み、再び立位姿勢を維持できる最大重量を測定値とした。なお、測定補助者が横から膝関節角度を確認しながら行った。疲労による影響を避けるため、

ウォーミングアップセットを除き、3～5回程度で測定を終えるよう指示した。

#### 2. 3. 2 垂直跳び(VJ)

跳躍力の測定には、VERTICAL JUMP METER(竹井機器工業社製)を用いた。付属のラバーマット上に直立し、腰にVERTICAL JUMP METERを装着した状態から踏み切りなしで最大努力にて跳躍を行わせた。なお、跳躍動作には腕の振り上げ動作も含まれている。跳躍回数は2回とし、良い方の記録をとった。

#### 2. 3. 3 30mスプリント(SP)

SPは英国陸連が指定するコントロール・テスト方式で行った。SPはスタートの合図からの30m全力疾走であり、スタート1歩目の接地時間からゴールラインに体幹部分が到達した瞬間までのタイムを測定した。

### 2. 4 統計処理

トレーニング前後における測定項目の比較は、対応のあるT検定を用い、有意水準は5%とした。

## 3. 結果

### 3. 1 SQ 1RM

トレーニング前後におけるSQ 1RMの変化を図1に示した。8週間のトレーニングによってトレーニング後の値がトレーニング前と比較して有意に増加した。(P<0.01)

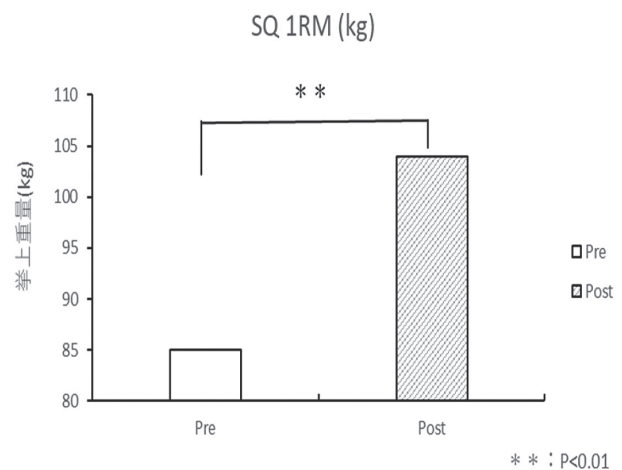


図1. SQ 1RM (kg) の比較

### 3. 2 VJ

トレーニング前後におけるVJの変化を図2に示した。8週間のトレーニングによってトレーニング後の値がトレーニング前と比較して有意に増加した。(P<0.01)

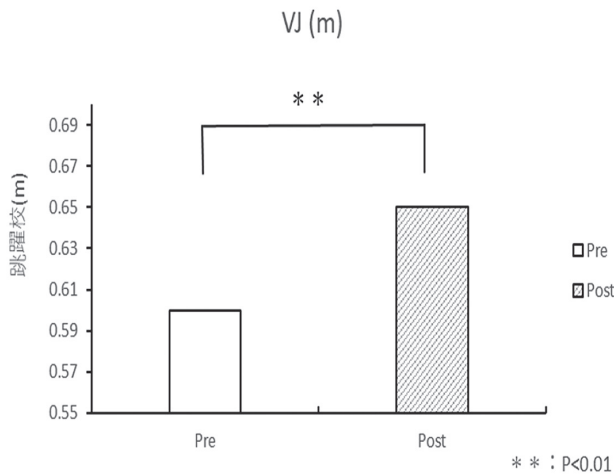


図 2. VJ (m) の比較

### 3. 3 SP

トレーニング前後におけるSPの変化を図3に示した。8週間のトレーニングによってトレーニング後の値がトレーニング前と比較して有意な減少は認められなかった。

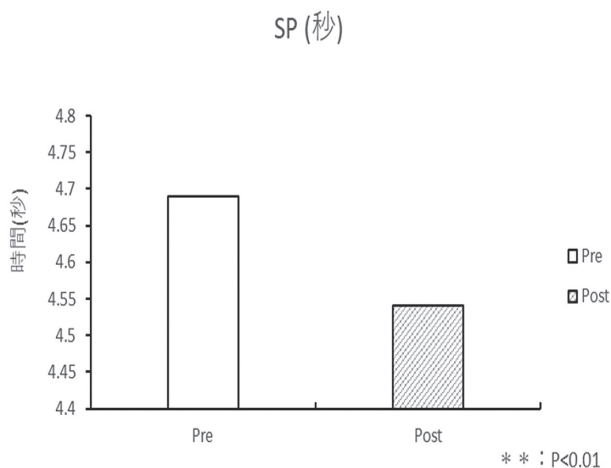


図 3. SP (秒) の比較

## 4. 考 察

### 4. 1 SQ 1RM

最大筋力の決定要因として主要な要因には筋横断面積と神経系が挙げられる<sup>16)</sup>。筋横断面積は最大筋力の60~70%以上でトレーニングを行う時に増加する<sup>17)</sup>。また、中高負荷でのトレーニング時には、筋肥大に効果的に作用する成長ホルモンやテストステロンなどの蛋白同化ホルモンの血中濃度が増加することが確認されている<sup>18) 19)</sup>。

最大筋力は随意収縮時よりも電気刺激を加えて筋収縮を起こした時の方が高いことから<sup>20)</sup>、人が意識的に行う動作には筋力発揮に制限がかかっている。つまり、随意的に最大筋力を発揮したとしても、神経系の要因である運動単位を全て動員させることは不可能であり、運動に参加してい

ない筋が多く存在することを意味する。そのため、最大筋力を向上させるには運動に参加する運動単位の数を増加させることが必要不可欠である。一般的に最大筋力の85%以上で行う高強度トレーニングが神経系の適応に有効と言われている。大木ら<sup>21)</sup>の先行研究では、普段からトレーニングに取り組むスポーツ選手を対象に、動作を意識的に最大速度で行う自重スクワットを実施した。その結果、非常に低負荷な自重負荷であったことから、筋肥大に必要な適応機序を引き起こせなかったと同時に運動単位の動員数を増加させることまでには至らなかったと報告している。久枝ら<sup>22)</sup>の報告でトレーニング負荷はすべて60% of 1RM未満で実施した結果、大腿四頭筋のトレーニングでは高速度よりも中・低速度の方が筋肥大し、上腕二頭筋では中・低速度よりも高速度の方が筋肥大すると報告している。これはトレーニングする各部位によって筋肥大に適切な動作速度が異なる可能性を示している。これらの報告から筋肥大には60%~70%、神経系の適応には一般的に85%以上の強度でトレーニングを実施することが推奨されているが、自重以上の負荷で尚且つ、60% of 1RM未満の負荷において最大速度でトレーニングを実施すると部位によって運動単位の増加・筋肥大が起こる可能性が考えられる。本研究では、スクワットの負荷を比較的軽い負荷(40% of 1RM)と設定しており、運動単位の増加や筋肥大に推奨されている負荷とは異なっている。そのため先行研究で言及されるような運動単位の増加・筋肥大を起こしているかどうかは更なる検証が必要である。しかしながら、トレーニング前後で有意な差が認められたという結果は、筋肥大および運動単位の動員数を増加させることでできたということであり非常に興味深い結果となった。

### 4. 2 VJ

トレーニングの原理原則に特異性の原理がある。特異性の原理とは、ある種の能力は同類の運動を用いたトレーニングによって効果的に高められると定義されている<sup>23)</sup>。これを特異性の原理を当てはめると、跳躍力を高めたい場合は、跳躍動作に似たトレーニングを実施することで最も効果が得られる。この特異性の原理は速度にも当てはまる(速度特異性の原理)。

真鍋ら<sup>24)</sup>の研究では、速度の異なるスクワットトレーニングを行い、等速性筋力を評価した。その結果、拳上を素早く行った群では300 deg/sまでの筋力向上を確認したが、低速で拳上を行った群では60 deg/sのみの向上が認められたと報告している。金高<sup>25)</sup>の報告では、バスケットボール選手に股関節伸筋群の伸張を意識しながらSSC運動を行わせた結果、垂直跳びの跳躍高が有意に高い値を示したとしている。この理由として、伸長型SSC運動は筋を一端弛緩させることで伸張しやすくして、引き続き短縮を行うことで、伸張反射が効果的に保持された状態で筋が伸張され

ていることから、垂直跳時の股関節の伸展パワーの発揮が増幅されたことが挙げられる。股関節伸筋群の伸長を意識するとは股関節の屈曲・伸展の切り返しであり、本研究の股関節主導のスクワットにおいても最大速度で行う際に股関節の屈曲・伸展を意識させつつSSC運動を行わせており、垂直跳びの跳躍高も有意に高い値を示したことから先行研究を支持するものであると考えられる。

以上、速度特異性の原理に基づき跳躍高を高めるためのトレーニングを実施することによって、垂直跳びの跳躍高が優位に増加した。このことから股関節の伸展パワーが増大したことが推察される。

しかしながら、トレーニング期間中における練習にスパイクやブロックなどの跳躍動作が含まれておりこういった動作もトレーニングとして捉えられる可能性がある。このような動作が本研究とどのような関係があるかどうかについては、今後、詳細に検討していく必要がある。

#### 4. 3 SP

本研究では、股関節主導型のスクワットを実施したが、SPのトレーニング前後の値に有意な差は認められなかった。本研究のような股関節主導型スクワットは、短距離走にて認められるキック動作に応用できると考えられている<sup>26)</sup>。伊藤らは、疾走速度の高い短距離走者は、キック動作時に膝関節を固定し、股関節の伸展速度を効果的に足全体のスイング速度に転換する合理的なキック動作を行っているとして報告している。渡邊ら<sup>27)</sup>は股関節屈曲の等速性最大筋力が大きいものほど大きな股関節屈曲トルクを発揮することが可能となり、その結果より素早く脚を前方へと切り返すことができ疾走速度が高められると報告している。今回のトレーニングで採用した股関節主導型のスクワットは股関節の伸展を中心に拳上するものであり、先行研究を参考にしたものであるが、有意な差は認められなかった。この理由については明らかではないため更なる検討が必要である。

#### 5. 本研究の限界

本研究では、コントロール群を設けなかったため、SSが測定項目の結果にどのように影響したのか不明である。そのため、今後はコントロール群を設けて本研究で行ったトレーニング効果を検討する必要がある。

本研究の対象者は、トレーニング経歴が1年から2年であるが必ずしも定期的にトレーニングを実施してきたわけではない。そのため、よりトレーニング経歴の長い者や競技能力の高い者に対して同様の結果を得られるかどうかは検討することが必要である。また、本研究の目的はSSが対象者の下肢最大筋力及び運動パフォーマンスにどのような影響を与えるかの検討および基礎資料の蓄積である。そのため、今後も対象者を拡大し上述したコントロール群も

設けることでより現場に即したデータを提供することが必要であろう。

#### 6. まとめ

本研究では、トレーニング初心者における低負荷で全運動範囲において最大速度で行うスピードスクワットトレーニングを15回×5セット、週に2回の頻度で8週間実施した。その結果、1) SQ 1RMの値が有意に増加した、2) VJの値が有意に増加した、3) SPの値に有意な差は認められなかった。

しかし、本研究では1) コントロール群を設けなかったこと、2) トレーニング歴がより長い者や競技能力が高い者に対して同様の結果が得られるかどうかは検討が必要である、という2点に気を付ける必要があり、結果の解釈には注意が必要である。

#### 7. 参考文献

- 1) 後藤一成, 高松薫: 高強度と低強度の運動を組み合わせた新しい筋力トレーニング運動, *Jpn Biomech Sports Exere*, 6, 240-245, (2002)
- 2) Verhoshansky, Y Fundamentals of special strength training in sport, Sportivny Press, Livoni, (2002)
- 3) Anderson, T, and Kearney, J.T, Effects of three resistance training programs on muscular strength and absolute and relative endurance, *Res Quart Exerc Sport*, 53, 1-7, (1982)
- 4) 崔鳥淵 高橋 英幸 板井 悠二 高松 薫 「パワーアップ型」と「バルクアップ型」筋力トレーニング手段のトレーニング効果の相違—筋断面積, 筋力, 無氣的パワーおよび無氣的持久力に着目して—, *体力科学*, 47, 119-129, (1998a)
- 5) 崔鳥淵 増田和実 村岡 誠 下條 仁士 高松 薫 「パワーアップ型」と「バルクアップ型」筋力トレーニング手段のトレーニング効果の相違 (2) 筋の組織化学的特性および毛細血管分布に着目して—, *体力科学*, 47, 189-198, (1998b)
- 6) 有賀誠司: 筋力トレーニングのスポーツ選手への適用, *日本スポーツ・運動生理学*, 6, 227-239, (2002)
- 7) Van Ingen Schenau, G.J, Boots, P.J, de Groot, G, Snackers, R.J, and van Woensel, W.W.L.M, THE CONSTRAINED CONTROL OF FORCE AND POSITION IN MULTI-JOINT MOVEMENT, *Neuro Sci*, 46, 197-207, (1992)
- 8) Jaric, S, Gavrilovic, P, and Ivancevic, V, Effects of previous muscle contraction on cyclic movement dynamics, *Eur J Appl Physiol*, 54 216-221, (1985)
- 9) Bobbert, M.F, Gerritsen, K.G.M, Litjens, M.C.M, and van Soest, A.J, Why is countermovement jump height greater than squat jump height *Med Sci Sports Exerc*, 28, 1402-1412, (1996)
- 10) Komi, P.V, and Bosco, C, Utilization of stored elastic energy in leg extensor muscles by men and women, *Med Sci Sports Exerc*, 10, 261-265, (1978)
- 11) Svantensson, U, Ernstoff, B, Bergh, P, and Grimby, G, Use of a Kin-Com dynamometer to study the stretch-shortening cycle during plantar flexion, *Eur J Appl Physiol*, 62, 415-419, (1991)
- 12) Melvill-Jones, G, and Watt, D.G.D, Muscular control of landing from unexpected falls in man, *J Physiol*, 2, 729-737, (1971)
- 13) Dietz, V, Schmidtbleicher, D, and Noth, J, Neuronal mechanisms

- of human locomotion, *J Physiol*, 23, 139-155, (1978)
- 14) Kraemer, W.J, Marchitelli L, Gordon S.E, Harman E, Dziados J.E, Mello R, Frykman P, McCurry D, and Fleck, S.J, Hormonal and growth factor responses to heavy resistance exercise protocols, *J Appl Physiol*, 69, 1442-1450, (1990)
  - 15) 真鍋芳明：疾走パフォーマンス向上に対するスクワットの有効性 陸上競技研究, 61 2-12, (2005)
  - 16) Young WB, and Bilby GE (1993) The Effect of Voluntary Effort to Influence Speed of Contraction on Strength, Muscular power, and Hypertrophy Development. *Journal of Strength and Conditioning Reserch*, 7 ( 3 ), 172-178.
  - 17) Wernbom M, Augustsson J, and Thome R. (2007) The Influence of Frequency, Intensity, Volume and Mode of Strength Training on Whole Muscle Cross-Sectional Area in Humans. *Sports Med* 2007; 37 ( 3 ): 225-264.
  - 18) Kraemer WJ, Hakkinen K, Newton RU, McCormick M, Nindl BC, Volek JS, Gotshalk LA, Fleck SJ, Campbell WW, Gordon SE, Farrell PA, Evans WJ (1998) Acute hormonal responses to heavy resistance exercise in younger and older men. *Eur J Appl Physiol* 77: 206-211
  - 19) McCaulley GO, McBride JM, Cormie P, Hudson MB, Nuzzo JL, Quindry JC, Triplett NT. (2009) Acute hormonal and neuromuscular responses to hypertrophy, strength and power type resistance exercise. *Eur J Appl Physiol* 105: 695-704
  - 20) 矢部 京之助 最大筋力と疲労 Japanese Society of Physical Education
  - 21) 大木 祥太, 鍋倉 賢治, スポーツパフォーマンス研究, 13, 40-54, 2021
  - 22) 光川 眞壽 若齢者のレジスタンストレーニングにおける動作速度が筋肥大に与える影響
  - 23) 市橋則 筋力トレーニングの基礎知識 —筋力に影響する要因と筋力増加のメカニズム—, 京都大学医療技術短期大学部紀要別冊 健康人間学 第9号, 97, (1997)
  - 24) 真鍋 芳明 桜井 健一 岩壁 達男 尾縣 貢 速度の異なるスクワットトレーニングが下肢の最大筋力, 筋力, 運動パフォーマンスに与える影響 バイオメカニズム 19, 69-80, (2008)
  - 25) 金高 宏文 股関節伸筋群の伸張型SSC運動トレーニングが垂直跳パフォーマンスに及ぼす影響—大学男子バスケットボール選手の1ヶ月間のトレーニング事例— *スポーツトレーニング科学* 7, 16-24
  - 26) 伊藤 章 市川 博啓 齊藤 昌久 佐川 和則 伊藤 道郎 小林 寛道 100m中間疾走局面における疾走動作と速度との関係, *体育学研究* 43, 260-273, (1998)
  - 27) 渡邊 信昇 榎本 靖士 大山下 圭吾 宮下 憲 尾縣 貢 勝田 茂 (2003) スプリント走時の疾走動作および関節トルクと等速性最大筋力との関係, *体育学研究*, 48, 405-419, (2003)

# 関ヶ原町付近のベンガラ塗家屋の分布とその要因について

櫻木 耕史\*

The Distribution and the Factors of Bengara-Painted Buildings at Sekigahara Town.

Koshi SAKURAGI\*

This study is to determine the reason for the difference in buildings in Sekigahara Town, Gifu Prefecture. It is that some buildings are coated with bengara and some are not.

The method is 3 steps. The distribution of bengara-painted buildings around Sekigahara Town was determined using Google Earth Street View. An overview of the climate conditions in Sekigahara-Town, based on nearby weather observation data. The actual weather is observed at two locations, Sekigahara-juku and Imasu-juku, where there are differences in buildings.

The results are as follows. Bengara-painted buildings were particularly abundant in parts of the area. The area was found to be an area with a lot of snowfall. Based on meteorological observation data, the town of Sekigahara is divided into two areas, one of which receives a lot of snow and the other of which does not. This can be assumed to be one of the reasons for the difference in building.

## 1 研究背景・目的

岐阜県不破郡関ヶ原町は、1600年に西軍石田三成と、東軍徳川家康が戦った関ヶ原の合戦の地として有名である。また、古代大海人皇子と大友皇子が戦った壬申の乱では、不破道が戦いの地の1つであるが、この不破道も現在の関ヶ原町にあったとされる。歴史の転換点となった2つの大きな戦いのあった場所である。

関ヶ原町は、古くから現在まで交通の要衝である。古代から中世は東山道が、近世は中山道が、近現代は東海道本線、東海道新幹線の鉄道と、国道21号線、名神高速道路が通っている。東山道時代には、古代三関の1つである不破関がおかれていた。また近世に入り整備された中山道では、今須峠をはさんで同町内に2つの宿場が整備された。1つは今須宿、もう1つは関ヶ原宿である。

関ヶ原町立今須中学校（現在は廃校）における地域学習において、今須宿にベンガラ塗の家屋が多くあるが、同じ町内にある関ヶ原宿にはそのような家屋が少ないという特徴を捉えて、地元の中学生在が今須宿は「赤」の宿場、関ヶ原宿は「黒」の宿場と名付けたと、指導された教員から伺った。関ヶ原の地は東西の文化の境目と言われている。味や言葉の境界などが言われているが、現地で見視可能なもの

で境界を感じるものはない。しかし、このベンガラ塗は文化の変化が可視化できると考えられる。

そこで、このベンガラ塗に着目して文化の境界を解明する事を最終目標とし、本稿ではベンガラ塗の分布とこのような差が生まれた要因の一端を探ることを目的とする。

## 2 ベンガラ塗家屋の分布状況の概略調査

建物の柱や梁などの軸組に丹やベンガラを塗ることは、古来寺院建築や民家など日本全国で見られ珍しいものではない。岐阜県内でも、郡上八幡や高山などの町並みに見ることができる。

一方、中山道に限定して注目すると、岐阜県中部、東部ではほとんど見られず、西部の関ヶ原宿から西側で、特に滋賀県に多くみられる印象がある。そこで、以下の方法でベンガラ塗家屋の分布状況の傾向を調べることにした。

調査方法：google mapのストリートビューを使用し、目視により調査範囲の家屋を確認する。判定方法は図1に示すとおり、Aのように軸組や下見板等にベンガラ塗の赤の発色が明らかなものをベンガラ塗と判定し、Bのように玄関上部の材にベンガラ塗がされていると類推できるものもあるが確実とは言えないため、今回は対象外とする。また、宿場以外にもベンガラ塗家屋が見られるため、宿場間を基本に調査した。宿場区間の設定方法は図2に示すとおり、本陣がある中山道や東海道は本陣から本陣まで、本陣が

\*建築学科 櫻木耕史



図1 ベンガラ塗家屋の判定方法

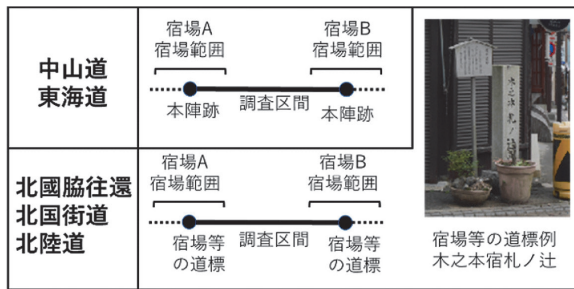


図2 調査区間の設定方法

はっきりしない街道では宿場を示す道標を基準として区間を設定した。

調査範囲: 岐阜県西濃地域 (大垣市, 垂井町, 関ヶ原町) は, 中山道と中山道と東海道宮宿 (名古屋市) を結ぶ美濃路, 滋賀県内は, 中山道, 東海道, 琵琶湖を周回する北陸

道, 北国街道, さらに, 関ヶ原宿から北国街道に向かう北国脇往還, 福井県の北国街道とし, すべての街道でベンガラ塗がなくなる宿場までを対象とする。

### 3 ベンガラ塗家屋の分布状況

調査の結果を地図上にプロットしたものを図3に示す。

分布状況の比較は, 3つの観点から行った。目視でベンガラ塗が確認できる軒数, 宿場間での分布状況, 距離密度である。距離密度は, それぞれの区間に距離の差があるため, 軒数の差異が分かりにくいいため, 区間ごとのベンガラ塗家屋の軒数をその距離で除して, 1km当たりの軒数を算出した。

その結果, 琵琶湖周辺においては全体的にベンガラ塗家屋が見られるものの, 場所によりばらつきがあった。軒数を見ると滋賀・岐阜県境 (今須～米原), 琵琶湖の南東部 (米原～番場), 岐阜県から琵琶湖の東部 (春照～木之本), 琵琶湖の北西部 (河原市～海津), 琵琶湖の南部 (草津～石部) で多く確認することができ, 局所的に分布していることがわかる。一方, 北国街道を北に向かい, 福井県に入ると見られなくなる。岐阜県内においても, 垂井宿から東の中山道, 関ヶ原から南下する伊勢街道, 垂井から名古屋に向かう美濃路にはベンガラ塗家屋が確認できなかった。

また, 宿場間に全体的に分布している区間と, 片側の宿場を集積しているなどの違いがある。距離密度でみると, 特に多いのは中山道の今須宿～鳥居本宿, 北国脇往還の春照宿～木之本元宿, 東海道の草津宿～石部宿であることがわかる。

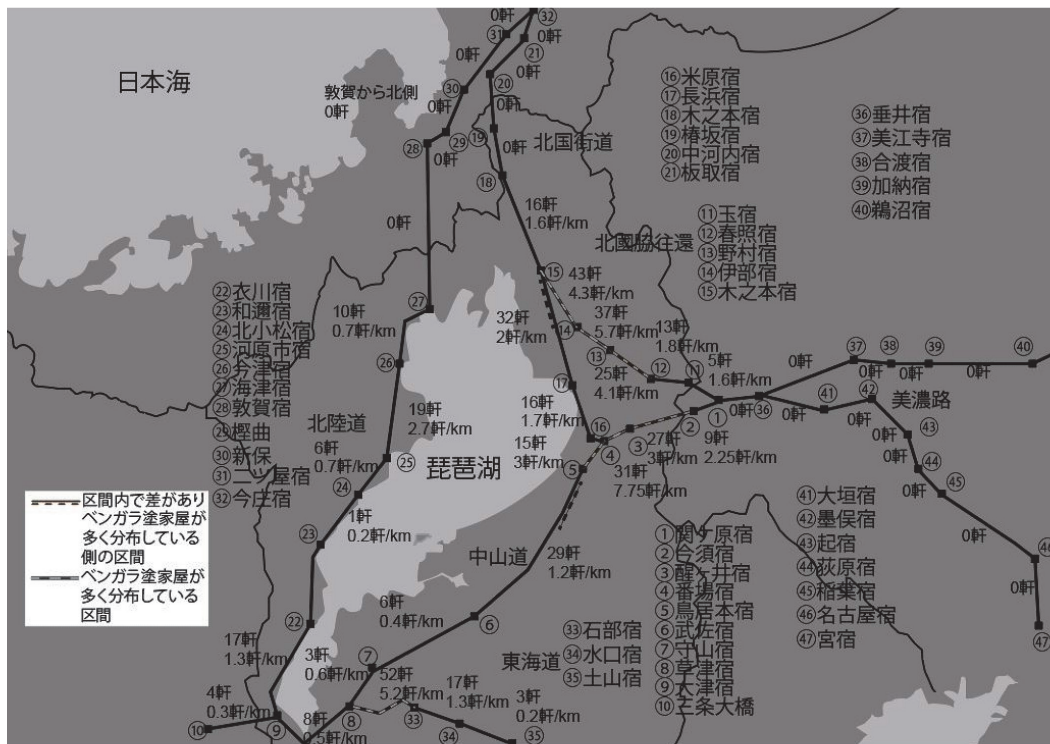


図3 ベンガラ塗家屋の分布状況

#### 4 気候調査による宿場環境の把握

関ヶ原宿と今須宿では、ベンガラ塗家屋の分布状況に差があり、2つの宿場が境界となっていることが類推された。

ベンガラ塗を施す理由として、意匠性、ならわし、依頼する工務店等の所在地などが考えられるが、建物自体は、ベンガラが塗ってなくても建てられるため、建てる側(施主)がその利点を認識している必要がある。その利点の1つとして、ベンガラ塗は耐候性を有し、木材を保護する効果がある<sup>1)</sup>。特に、雨や雪が柱下部に直接かかることで腐朽することから、これを長く持たせるために塗料を使用し、耐久性の向上を図ることは効果がある。外壁下見板なども、同様のことがいえる。そのため、厳しい気候のなかで、建物を長く使用する工夫であるとの仮説が考えられる。

そこで、気候的な特徴を把握するため、令和3年、令和4年の1月1日から～3月1日の気象庁アメダスの観測値を用いて傾向を把握した。対象は、ベンガラ塗家屋が多く確認でき、気象庁のアメダスの観測点がある今津、長浜、米原、関ヶ原、彦根である。それぞれの観測点は、琵琶湖の西岸である今津、対岸の長浜、長浜から伊吹山に向かったところにある米原、伊吹山を超えた関ヶ原でおおむね直線上に位置し、このラインの南側に彦根が位置している。冬季の風向を表1に示す。卓越風向は、今津、関ヶ原は西、長浜は北西、米原は西北西、彦根は南南東である。2年とも同じ傾向であった。

積雪状況を表2にまとめる。長浜は積雪の観測値がないため除外し、今津、米原、関ヶ原、彦根の4地点を対象とする。積雪状況は、日最深積雪 (cm) をこの期間において合算した合計積雪量 (cm) と、4地点のうちのいずれかまたは複数の地点で積雪が観察された日において、4地点の中で最も積雪があった日が何日あったかを比較した。この中では米原、今津が多雪地域であるといえる。

さらに雪をもたらす風向に着目し、降雪が観測された日の風向を表3にまとめる。今津、米原、関ヶ原は卓越風向と積雪時の風向が一致しているが、彦根については、積雪時は、北西寄りの季節風が吹くときに雪が降る傾向にあることが分かる。これと、枝川尚資の研究<sup>2)</sup>をもとに、多雪地域の風向を図4に示す。米原の観測点に近い今須宿～米原宿、米原宿～番場宿、春照宿～木之元宿の区間には通

表1 冬季の風向

期間	2021.1.1～3.1					2022.1.1～3.1				
	今津	長浜	米原	関ヶ原	彦根	今津	長浜	米原	関ヶ原	彦根
北	1	13	2			3	3	4		
南南東			5		12			2		17
西	32	3	5	45	1	39	1	7	53	1
西北西	14		20	8	11	8	1	21	4	13
北北西	3	20	6		11	6	25	8		11
北北西	5	7	10		10	3	18	12		13
その他	5	17	12	7	15	1	12	6	3	5

各日の卓越風向について、その日数を示す(単位:日)。網掛けは最多風向。

常西北西～北北西寄りの風が吹き、若狭湾から入る日本海からの強い風の通り道になっており、この風が山にあたることで山裾の地域で多くの降雪量となると考えられる。

また、琵琶湖西岸の河原市宿～今津宿では、降雪が確認できた日は西向きの風が多くみられ、比良山地から吹き降ろす風の影響となる。

続いて、今須宿、関ヶ原宿の2つの宿場を気候の観点から検討する。地元住民から2つの宿場では冬の気候に差があるとの証言を得たため、令和3年12月25日に表4に示す方法で気候調査を行った。測定は、風向、風速、気温、相対湿度とし、計測時間や測定方法、測定機器は同一とした。測定場所は、関ヶ原宿の午前は国道21号線沿い、降雨のため、午後は関ヶ原町役場の自転車置き場で行った。今須宿では、午前は旧今須小中学校駐車場、降雨のため午後は駐輪場とした。

両地点の実測値に、近隣のアメダス観測点の記録を加えた、午前の気温を図4に、午後の気温を図5に示す。気温

表2 積雪状況

観測点	今津	米原	関ヶ原	彦根	降雪日数
2021.1.1 ～3.1	合計積雪量(cm) 140	115	79	96	
	最多積雪日数 9	7	2	4	20
2022.1.1 ～3.1	合計積雪量(cm) 1244	1680	912	388	
	最多積雪日数 14	45	2		57

表3 積雪時の風向

積雪日の 風向	2021.1.1～3.1 (60日間)				2022.1.1～3.1 (60日間)			
	今津	米原	関ヶ原	彦根	今津	米原	関ヶ原	彦根
西	12	3	7		35	7	39	1
西北西	3	4	2	6	8	19	4	9
北西	1	1			6	7		8
北北西		5			3	10		6
北	1	1			3	4		
北北東						1		
北東		1						
西南西	1			1	1	1	2	
南西	1							
南南西						1		
南						2		2
南南東		1		4		2		6
積雪日数	19	16	9	11	56	54	45	32

網掛けは、卓越風向。斜体は卓越風向=積雪時の風向

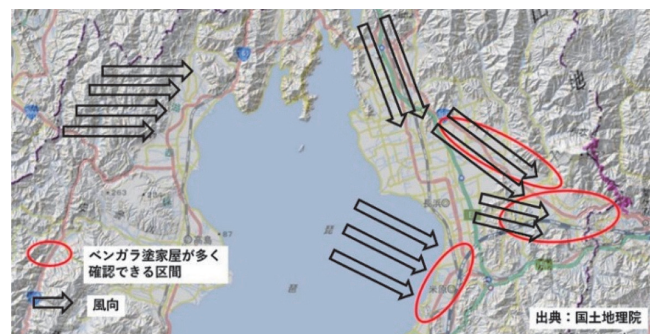



図4 ベンガラ塗が多い地域の風向

表4 関ヶ原宿・今須宿での気候調査概要

関ヶ原宿・今須宿での気候測定調査				
調査日	2021年12月25日(土)			
時間	10:00~11:10 [1回目] (雨天のため切り上げ)		13:00~14:30 [2回目]	
場所	関ヶ原宿 松野屋駐車場	今須宿 今須小中学校駐車場	関ヶ原宿 役場自転車置き場	今須宿 今須小中学校駐輪場
使用測定器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ データロガー多機能環境測定器 型番: AHLT-102SD</li> <li>・ 温湿度データロガー 型番: TMS80A</li> </ul> 			
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地面から1.5mの三脚の上に風速計とデータロガーをセットする。</li> <li>・ データロガーの記録間隔は毎秒1回として、観測の様子を記録するために風速計と同じ高さにセットしたカメラで30秒に1回撮影する。</li> <li>・ 5分ごとにその瞬間の風向き(16方位)、気温、相対湿度、風速を記録用紙に記録していく。</li> </ul>			

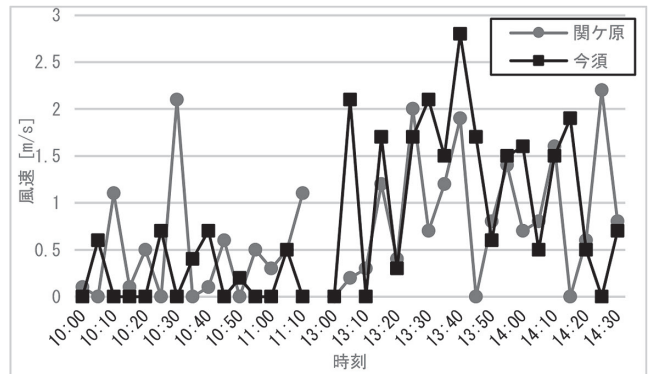


図6 関ヶ原宿・今須宿の風速

は有意な差があり、今須宿のほうが常に低い。1日を通してこの関係が逆転することはなかった。今須宿と関ヶ原宿の標高差が40mほどあることが原因として考えられるが、気温差は標高差の影響よりも大きい。そのため、アメダスの観測点を加えて比較検討することとした。アメダス観測点と比較すると、関ヶ原宿は大垣に、今須宿は米原の観測値に近く、関ヶ原宿は美濃に、今須は近江に属する傾向がみられると考える。図6に示す5分間隔の瞬間風速は両地点とも午後になると風速が大きくなる傾向がみられる。しかし、速度の変化も激しく明確な差は認められなかった。

5 ベンガラ塗家屋が多い要因の検討

冬季の気象の観点から、関ヶ原周辺の地形に着目したものを図7に示す。この辺りは、それほど標高がないものの山が連なる地形をしている。日本海側から入る湿った風や琵琶湖の水分を含んだ冬季の風が、平坦地の突き当たりとなる柏原宿、今須宿周辺で山にぶつかり上空で冷やされた後、周辺に雪を降らせるメカニズムが想定される。風は、その後山を越え乾いた風になり、関ヶ原、垂井方面に伊吹おろしとなって抜けていくと考えられ、降雪日数の差になるのではないかと推測する。

また、1日のみの観測ではあったが、気候調査の気温の状況から、今須宿は米原と同等な環境と考えられることから、関ヶ原宿よりも降雪量も多く気温も低いことが想定された。これにより建物の木部の保護の必要性が高くなり、ベンガラ塗家屋の軒数の差の要因の1つと推測でき、今後も継続した調査が必要であると考えられる。

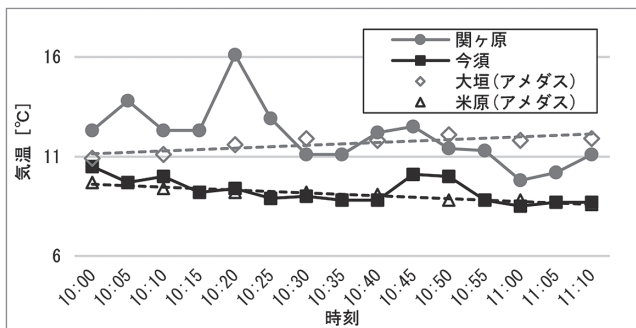


図4 関ヶ原宿・今須宿の午前の気温

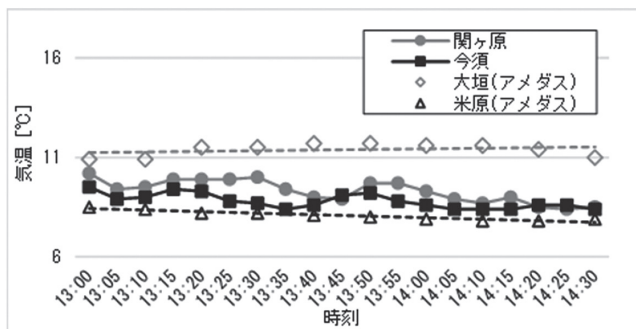


図5 関ヶ原宿・今須宿の午後の気温

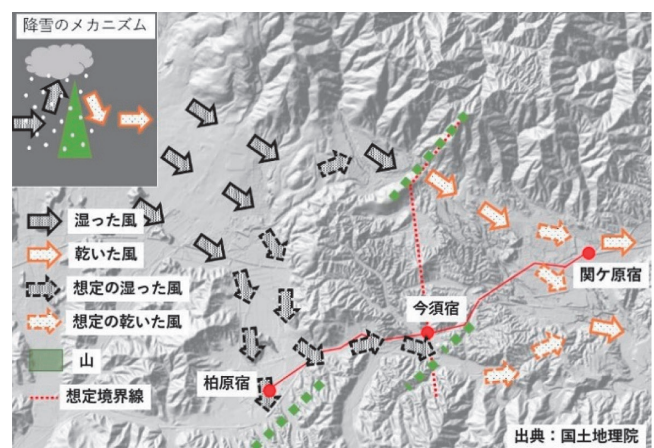


図7 関ヶ原宿・今須宿付近の地形

6 まとめ

ベンガラ塗家屋の分布範囲は琵琶湖周辺の滋賀県内全域と、岐阜県の今須宿周辺にみられるが、部分的に特に多く

関ヶ原町付近のベンガラ塗家屋の分布とその要因について：

確認できる地域がある。ベンガラ塗の性質である耐候性に着目し、分布が多い地域の気候を把握したところ、共通点として特に雪が多く降る地域であることがわかった。今須宿と関ヶ原宿の気候調査の結果から、今須宿はこの雪が多くなる地域と類似した気候であると考えられる。その仕組みとして、冬季の風向から、西または北西方向の卓越風がみられ、琵琶湖の水分を含んだ湿度の高い風が、柏原宿や今須宿の付近で、山とぶつかることによって多くの降雪が発生していることが想定される。木部を雪から保護するためにベンガラ塗をすることが、2つの宿場の建物の外観に差を生む要因として想定される。

今後はベンガラ塗の必然性を、気候調査日数を増やすこと、ベンガラの原料である酸化鉄の産出地といった、材料の入手の容易さなどの観点からも検討する必要がある。

### 謝 辞

本研究は、岩田篤哉、ベンガラ塗り家屋による東西文化の境界に関する研究—滋賀県及び岐阜県の街道沿いにおけるベンガラ塗家屋の分布—令和2年度建築学科卒業論文、杉崎駿太、関ヶ原町の景観まちづくり住民意識と整備の方向性に関する研究—ワークショップと気候調査による方向性の検討—令和3年度建築学科卒業論文を加筆、再編集したものである。記して謝意を表す。

### 参考文献

- 1) 小倉光貴, 木村保典: 自然素材を用いた保護処理木材の性能評価, 石川県林業試験場研究報告38号 p35-39 2006年3月
- 2) 枝川尚資: 琵琶湖上の気候特性について, 地理学評論10号 p589-605 1986年

# 高専における「いじめ問題への対応」のあり方

—A高専での実践を通して—

橋本 治

## How to “respond to bullying problems” in technical colleges

—Through practice at A technical college—

Osamu Hashimoto

### Synopsis

With the enactment of the Act on Promotion of Measures to Prevent Bullying, technical colleges and technical colleges shall also endeavor to “endeavor to take necessary measures in accordance with the circumstances of the technical college in question regarding the prevention of acts corresponding to bullying of students enrolled in the technical college, the early detection of such acts, and measures for dealing with such acts.” In this paper, I examined how to “deal with the bullying problem” at the technical college through the practice at the A technical college, but since I was able to find a certain form of specific measures, I decided to describe it here.

### 1. はじめに

A高専での「いじめ問題の講演」（2022年8月24日実施）の趣旨は以下である（下線部訂正）。

「いじめは、どの学生にも起こりうるものであり、本校でも全ての教職員が、未然防止及び早期発見への取組、発見してからの組織的な対処の在り方を正しく理解することが重要である。いじめは、文部科学省が例示するような重大事態（5. 4. 1 「いじめの重大事態」とは：参照）に容易に至るものであり、学生の生命及び教育を受ける権利を守るため、何より優先的に取り組むべき学校の最重要課題である。そのため、本講演会は、いじめ防止に対する教職員の役割や連携について学び、資質向上を図る機会とする。」

2022年度から「特命教授」として赴任し、様々な会議に出席したり、相談に関わったりしながら、高専における「いじめ問題」への関わりを、A高専での実践を通して述べていくこととする。

### 2. 目 的

「いじめ防止対策推進法」第35条には、（高等専門学校における措置）として記述がある。

高等専門学校の設置者及び設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早

期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

そこで、目的を以下のように設定した。

**いじめを組織で扱う方策を具体的に示す。**

### 3. 「いじめ問題」について（筆者の現在の実践も）

#### 3. 1 「いじめ問題」の定義

##### 3. 1. 1 小学保健ニュース「いじめ問題」

小学保健ニュース 2011年8月・9月・10月号<sup>1)</sup>（2万校）

（大津の中2の自殺は、2011年10月11日）

昨年10月、群馬県で小学校6年生女子がいじめに関連して自殺をするという痛ましい事件があり、その折、ある新聞社から取材を受け、「いじめと自殺」について回答しました。このように「いじめ問題」というとき、「自殺」のことがよく報道されますが、実際には「不登校」・「暴力」・「発達障害」などの様々な問題がいじめと関連しています。

##### 3. 1. 2 群馬県桐生市の小6自死の取材

①朝日新聞（2010年10月25日）<sup>2)</sup>

小6自死 私はこう見る 担任は寄り添う姿を  
親とは定期的に相談

②朝日新聞（2010年10月26日）<sup>2)</sup>

WHOに従って、自殺報道についてはいけないこと6項目、すべきこと6項目の掲載を希望したが、12項目中5項目のみ掲載された。

自殺予防「メディア関係者のための手引」<sup>3)</sup>（WHOのガイ

ドライン) 報道による自殺の連鎖を防ぐため、世界保健機構(WHO)が2000年に控えるべきこととして提言した。

#### WHOの自殺報道のガイドライン

##### 〈何をするべきか〉

- (1) 事実の公表に際しては、保健専門家と密接に連動すること。
- (2) 自殺は「既遂」と言及すること。「成功」とは言わない。
- (3) 直接関係のあるデータのみ取り上げ、それを第1面ではなく中ほどのページの中で取り上げること。
- (4) 自殺以外の問題解決のための選択肢を強調すること。
- (5) 支援組織の連絡先や社会資源について情報提供をすること。
- (6) 危険を示す指標と警告信号を公表すること。

##### 〈してはいけないこと〉

- (1) 写真や遺書を公表しないこと。
- (2) 使われた自殺手段の特異的で詳細な部分については報道をしないこと。
- (3) 自殺に単純な理由を付与しないこと。
- (4) 自殺を美化したり、扇動的に取り上げたりしないこと。
- (5) 宗教的、あるいは文化的な固定概念をステレオタイプに用いないこと。
- (6) 責任の所在を割り付けたりしないこと。

### 3. 1. 3 岐阜市「いじめ問題対策委員会」委員長

(2019年12月、第三者委員会答申)

その結果、本委員会として、「本生徒の死」を以下のように捉えた。

- 1 多くの「いじめ」が目を追う毎に激しくなり、自死の主要因となった。
- 2 学校のいじめへの対応の不十分さによって、いじめの激化を止めることができなかった。

\*このように、岐阜市においても「いじめ問題」としてしている。

### 3. 2 「いじめ」について

#### 3. 2. 1 いじめの定義

- ・いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。
- ・「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
- ・(基本理念) ……学校の内外を問わず……

#### 3. 2. 2 筆者の現在の実践

岐阜県のいじめの委員会の7割で委員長をしています(下記の他、高山市、山県市、大垣市、白川村等多数)。

- ・岐阜県「いじめによる重大事態再調査委員会」委員長(知事より)
- ・岐阜市「いじめ問題対策委員会」委員長
- ・岐阜県可児市「いじめ防止専門委員会」委員長

また、「いじめの重大事態」に関わる仕事は、8月24日現在同時に15件関わっています。

#### 3. 3 「不登校」について

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(法第28条第1項第2号。以下「**不登校重大事態**」)という。

このように、「いじめ」と「不登校」は密接に考えて対応していく必要がある。

筆者は、岐阜県教育委員会学校安全課「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」をしている。

#### 3. 4 「暴力」について

「暴力」と「いじめ」は区別がつきにくく、ほとんど同じように扱う必要がある。また、暴力の程度が低い場合を除き、下記の扱いとなる。

法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号。以下「**生命心身財産重大事態**」)という。

筆者は、「岐阜少年鑑別所の育成的処遇講師」を11年間してきたが、困難な時代だと痛感している。

#### 3. 5 「発達障害」について

「いじめ」と「発達障害」の重なりは、75%に及ぶという専門家もいる。

筆者は、下記のような仕事をしているが、「いじめ」と「発達障害」の重なりは、かなり高いと実感している(次のブレゼン参照)。

- ・愛知県稲沢市(文科省指定~)「発達障害の専門家チーム」アドバイザー・・・15年目
- ・岐阜県大垣市(全32校)だれもが研修(特別な支援)講師……12年目

橋本

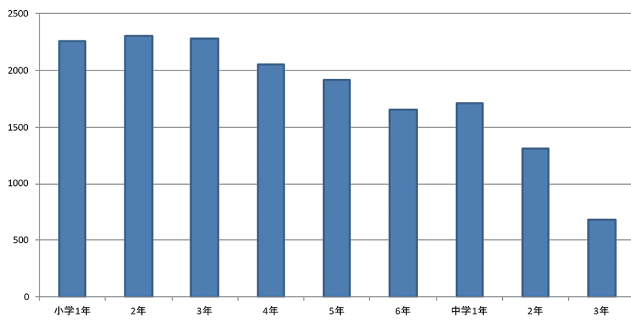
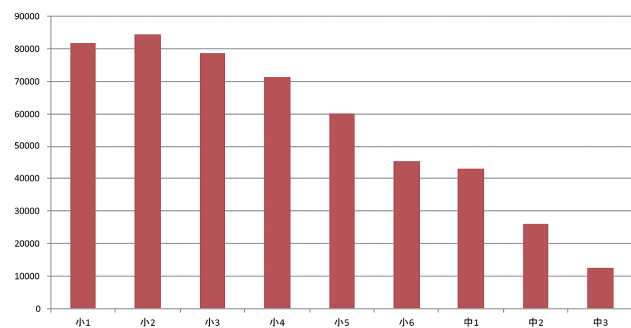


図1 A県の発達障害及びその疑いの子

平成3年度：11年間で「述べ942校、16133人」の巡回相談より

参考：岐阜大学教育学部研究報告 第68巻1号（2018）橋本治



令和2年度：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

図2 いじめの認知件数 学年別

### 3. 6 「自殺（予防）」について

「いじめ」は、「自殺」がともなって大きな話題となっている。日本では、ここまでに「4つの波」があるという専門家が多い（次からの4つのプレゼンで示す）。特に、第4の波の大津市には深く関わった。

また筆者は「日本自殺予防学会の理事」となって28年目であり、学会での講演、シンポジウムを3年前にしたが、本年度（2022. 9. 10：熊本）もする。

3年前：「小中学生の自殺予防—教師への自殺予防教育を見直す—」

本年度：「小・中・高校における自殺予防」—「短期・長期」の自殺予防に注目して—

「いじめの第一の波」（1986年頃のいじめと自殺）日本学校心理士会年報「展望」2015：橋本

1986年2月、東京都中野区の中学2年B君がいじめられ、「僕だってまだ死にたくない。だけどこのままじゃ『生きジゴク』になっちゃうよ」と遺書を残して自殺した年である（子どものしあわせ編集部、1995）。「カバン持ちやマジックで髭を書かれたり、下級生とけんかをさせられたりと日常的にいじめられていた。お葬式ごっこでは担任を含む4人の教師がかかわるなど、救いを求める手

立てもなく、精神的に追い込まれていったらしい」（サンケイ1986年2月3日）。 4月岡田さんも

「いじめの第二の波」（1994年頃のいじめと自殺）日本学校心理士会年報「展望」2015：橋本

1994年11月に、愛知県西尾市の中学2年C君がいじめられ、長文の遺書のほかに母親あてに約110万円の「借用書」も残されていた。また、4人の加害者の名前のメモ書き、家族との思い出をつづったノート「旅日記」も見つかった（子どものしあわせ編集部、1995）。

また、愛知県に本社のある中日新聞において、中日新聞本社社会部（1994）は、C君が亡くなった25日後に本を出版しており、当時の報道の激しさを感じる。

「いじめの第三の波」（2006年頃のいじめと自殺）日本学校心理士会年報「展望」2015：橋本

2006年8月愛媛県今治市の中学1年D君、10月に発覚した北海道滝川市の小学6年女子、同月福岡県筑前町の中学2年男子、同月岐阜県瑞浪市の中学2年女子などがいじめに関連して自殺している（橋本、2007；今津、2007；森田、2010）。

「いじめの第四の波」（2011年頃のいじめと自殺）日本学校心理士会年報「展望」2015：橋本

2011年10月、大津市の中学2年E君がいじめがあって自殺をした。アンケートや報告書など通常が取組がなされて、大きな反響もなくその年は過ぎた。しかし、9ヶ月後、共同通信（2012年7月4日）の「自殺の練習をさせられていた」という報道をきっかけに大きな社会問題となった。

大津市での講演

- ①2006年・全国的に「いじめ」「自殺」（第三の波の時）
- ②2007年・・・大津市人権教育で
- ③2012年1月6日・2011年10月11日自殺、12月1日に（岐阜少年鑑別所の門で）依頼あり、小中学校教員
- ④2012年8月28日・・・全国的に大変な騒ぎ（7月4日～）（8月教育長襲撃）、幼稚園・保育園、小中学校教員
- 2013年9月28日施行、10月11日国のいじめ基本方針
- ⑤⑥2013年10月8日/10日・・・小中学校教員
- ⑦⑧2014年10月7日/9日・・・小中学校教員
- ⑨⑩2015年10月6日/8日・・・小中学校教員
- ⑪⑫2016年10月4日/6日・・・小中学校教員

第43回日本自殺予防学会

シンポジウム2：若者の自殺対策<sup>4)</sup> 2019.9.7.

橋本：講演をしてシンポジウムに参加 「小中学生の自殺予防—教師への自殺予防教育を見直す—」

4. 教師への自殺予防教育で見直したいこと  
(1) 「いじめ」に限らず「人間関係」を粘り強く育ててほしい（参考：レジリエンス）。

- (2) 「発達障害及びその疑いの子」への支援をきちんとしてほしい。
- (3) 「不登校・ひきこもり・教室外の子」への対応を、時間をかけて継続してほしい。

第46回日本自殺予防学会  
 シンポジウム3：[COVID-19禍増加する子供の自殺の背景と対策]<sup>5)</sup> 2022.9.10.  
 橋本：講演をしてシンポジウムに参加、『小・中・高校における自殺予防―「短期・長期」の自殺予防に注目して―』  
 コロナ禍の前、平成27年～令和元年の5年間でも、例えば中学生の自殺は通常の2倍に増加していたが、コロナ禍の令和2年、3年は通常の3倍にまで増加している。筆者は3年前の令和元年、岐阜市中学3年生自死の後、岐阜市いじめ問題対策委員会(いわゆる「第三者委員会」)委員長として「報告書」をとりまとめたが、その折留意したことは、「いじめと自殺」の流行(群発自殺)に至らないようにすることであった。過去日本には「いじめと自殺」の波は4つあったとされているが、令和元年は「第5の波」とはならなかった。にもかかわらず、この年の中学生の自殺は例年の2倍となった。岐阜市の「報告書」を12月に提出し、明けて令和2年となって「コロナ禍」となり、現在に至っている。

「どうだ」の声かけが救う  
 朝日新聞「オピニオン」<sup>6)</sup> 2000万部  
 誰が声をかけるか・・・保護者・教員・地域・友人  
 誰に声をかけるか・・・困っているかも知れない子に  
 どのように声をかけるか  
 ①「どうかしたの?」「どうしたの?」  
 ②「どうだ?」⇒「どんな調子かな?」  
 すなわち、今取り組んでいることを通して聴くことにより、心配している気持を表現できる

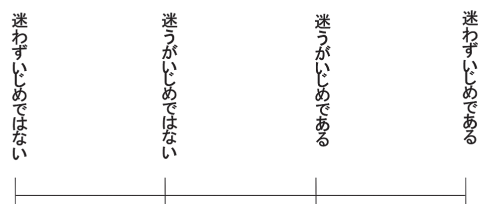
#### 4. アンケートの結果

##### 4. 1 いじめに対する意識の違いについての分析

以下のアンケートを使って実施した。用紙を全員に配布し、筆者自身がケースの説明をしてその場で記入していただいた。解答は4件法で「迷わずいじめである」「迷うがいじめである」「迷うがいじめではない」「迷わずいじめではない」のいずれかに○をつけていただいた。

## 4. アンケート

「いじめ」に関するアンケート(よろしくお願い致します) 次のようなケースについてあなたならどのように考えますか。



### ケース1・・・保育園年長A君

- ・保護者からいじめの訴え
- ・園舎のかけで悪口・たたく
- ・数人の男子から何回かあった
- ・A君が母親に最近話した
- ・この頃、朝食の後よくもどす

### ケース2・・・小学校4年生B君

- ・うちの子がいじめられているのでは
- ・サッカーの遊びに入れてもらえない
- ・B君が自分勝手ということで
- ・「入れて」と言ったがみんなが無視
- ・「無視はいじめ」と母親に訴え
- ・年中の時、広汎性発達障害の診断

### ケース3・・・中学校2年生Cさん

- ・中学2年生になって体調を崩し
- ・かかりつけの医者に行き、しばらく欠席
- ・かかりつけの医者の紹介で心療内科へ
- ・うつ病という診断を受ける
- ・夏休み中、2階から飛び降り骨折
- ・2学期時々登校「みんなの視線が気になる。にらんでくる。いじめです」とCさん

ケース4・・・高校1年生D君

- ・保育園時代から少し変わった子
- ・小1の時、様子が他の子と違うと感じ
- ・両親と病院へ、アスペルガー症候群と診断
- ・小学校・中学校時代大きなこともなく
- ・高校で「知らない子が多くなじまない」と
- ・「みんなの視線がいじめに感じる」と

4. 2 ケースごとの「いじめの認知」の比較

「いじめ問題と『いじめ防止対策推進法』に関する一考察」<sup>7)</sup>で考察した、「愛知県」「三重県」「滋賀県」のアンケートの合計512名とA高専のアンケートを比較検討する。

表1 ケースごとの「いじめの認知度」

ケース	認知		迷わずいじめではない		迷うがいじめではない	
	人数	%	人数	%	人数	%
1：年長A君	2	0.4%	14	3%		
2：小4 B君	5	1%	54	11%		
3：中2 Cさん	68	13%	271	53%		
4：高1 D君	194	38%	203	40%		

愛知県・三重県・滋賀県 合計：n=512

迷うがいじめである		迷わずいじめである		先2つの合計いじめの認知度	
人数	%	人数	%	人数	%
97	19%	399	78%	496	97%
215	42%	238	46%	453	88%
126	25%	47	9%	173	34%
96	19%	19	4%	115	22%

表2 ケースごとの「いじめの認知度」A高専 n=25

ケース	認知		迷わずいじめではない		迷うがいじめではない	
	人数	%	人数	%	人数	%
1：年長A君	1	4%	1	4%		
2：小4 B君	0	0%	6	24%		
3：中2 Cさん	1	4%	11	44%		
4：高1 D君	2	8%	15	60%		

迷うがいじめである		迷わずいじめである		先2つの合計いじめの認知度	
人数	%	人数	%	人数	%
4	16%	19	76%	23	92%
13	52%	6	24%	19	76%
8	32%	5	20%	13	52%
8	32%	0	0%	8	32%

いじめの認知について、「愛知県」「三重県」「滋賀県」（以下「3県」と表記）のアンケートの合計512名とA高専25名のアンケートをケースごとに比較検討する。

「いじめの認知件数」に近いものとして、「迷うがいじめである」と「迷わずいじめである」の合計が妥当であると考え、その割合を青字で示した。ケースごとに考察する。  
 ケース1：年長A君・・・3県は97%，A高専は92%で、少しA高専が低い、92%というかなり高いいじめの認知度を保持していると考えられる。

ケース2：小4 B君・・・3県は88%，A高専は76%で、少しA高専が低い、76%という高いいじめの認知度を保持していると考えられる。

ケース3：中2 Cさん・・・3県は34%，A高専は52%で、A高専が1.5倍の高いいじめの認知度を保持していると考えられる。

ケース4：高1 D君・・・3県は22%，A高専は32%で、A高専が1.5倍の高いいじめの認知度を保持していると考えられる。

結果からA高専の特徴を考察する。

- ①比較的「いじめと認知しやすい」ケース1・2について、A高専の認知度は少しだけ低いが、高い認知度なので問題はないと考えられる。
- ②比較的「いじめと認知しにくい」ケース3・4について、A高専の認知度は1.5倍と高い。つまり、いじめと迷う場合でもA高専の教員の捉え方は良い。課題は、その良さを「組織にどう繋ぐか」であろう。

4. 3 「いじめ問題」との関連

3. 1の「いじめ問題」の定義で述べたように、「いじめ問題」というとき、「自殺」のことがよく報道されますが、実際には「不登校」・「暴力」・「発達障害」などの様々な問題がいじめと関連している。

「いじめ」・・・ケース1, 2, 3, 4

「自殺（未遂）」・・・ケース3

「不登校」・・・ケース3

「発達障害」・・・ケース2, 4

このように、4つのケースは「いじめ問題」をすべて含んでいることになる。

## 5. 高専における「いじめ問題」への対応

### 5. 1 A高専における実践

#### 5. 1. 1 今まで講演等

- ・25年前 A高専「いじめと自殺予防」
- ・2017.9.19 A高専「いじめと自殺予防」
- ・2017.10.11全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修「教員として知っておきたい青少年心理」
- ・2018.8.25. A高専若国会「いじめ問題を考える」
- ・2020.3.12, 13「発達障害」コロナで中止
- ・2021.9.29「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめへの対応」
- ・2021.11.24「A高専いじめ防止基本方針」を分析して—ミニレクチャー
- ・2022.8.24. 高専における「いじめ問題への対応」のあり方—A高専での実践を通して—

#### 5. 1. 2 A高専における会議等への参加

- ・A高専「いじめ対策委員会」
- ・A高専「教員会議」
- ・A高専「学級担任会議」
- ・A高専「学生相談室会議」
- ・A高専「特別支援検討委員会」
- ・A高専「合理的配慮の対応会議」
- ・A高専「教育的配慮の対応会議」
- ・A高専「カウンセラー会議」

### 5. 2 「いじめ防止基本方針」について

#### 5. 2. 1 国の「いじめ防止基本方針」<sup>8)</sup>について

(平成25年10月11日, 改定:平成29年3月14日)

「国の基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条1項の規定に基づき、文部科学大臣は、いじめの防止等のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。教職研修のチェックリスト<sup>9)</sup>で示す。

表3-1 改定をふまえて、各学校がいじめの対策を見直すためのチェックリスト (教職研修H29.6月号:橋本)

✓	チェックポイント
	けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断するために「背景にある事情の調査」を実施しているか
	いじめ防止等のための取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係わる取組、早期発見・事案対処のマニュアルの発行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)を実施しているか
	「学校いじめ防止基本方針」の内容を、入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明しているか
	「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付けているか
	「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかについての点検(PDCAサイクルの実行等)を行っているか
	全校集会の際にいじめ対策組織の教職員が、児童生徒の前でその取組を説明しているか
	特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、学校が組織的に対応しているか
	いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めているか
	就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係わる取組を企画・提案しているか
	児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を推進しているか

表3-2 改定をふまえて、各学校がいじめの対策を見直すためのチェックリスト (教職研修H29.6月号:橋本)

	「24時間子供SOSダイヤルや多様な相談窓口を確保し児童生徒に周知徹底しているか
	相談の結果いじめの解決につながった具体的な事例(プロセス)を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めようとする重要性を理解させているか
	いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件(①いじめに係わる行為が3カ月以上止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと)が必要であるが、満たしているか(詳細は、重点的あるいは早急に見直すべき点1で)
	「インターネット上のいじめ」への対応のために、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させているか
	児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たっているか
	全ての教職員が「いじめ防止対策推進法」の内容を理解しているか
	いじめの問題に関する校内研修を、年に複数回実施しているか
	発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めているか(詳細は、重点的あるいは早急に見直すべき点2で)
	東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組んでいるか(詳細は、重点的あるいは早急に見直すべき点3で)
	いじめ(疑いを含む)に係わる情報の報告・相談があった時は、即日、速やかに具体的な行動をとっているか

#### 5. 2. 2 機構の「いじめ防止基本方針」<sup>10)</sup>について

「機構」は、「いじめ防止対策推進法」を高専に合わせて作成していますので、『法第22条に基づき「第8 学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織(以下「学校いじめ対策委員会」という。)を置く。』と述べ、その後の対応はすべてこの「学校いじめ対策委員会」が主体で動くことになっています。

#### 5. 2. 3 A高専の「いじめ防止基本方針」<sup>11)</sup>について

2021年度は、「機構」の言う「学校いじめ対策委員会」を「いじめ防止等対策室」に置き換えていましたが、2022年度のA高専のホームページを開くと、自動的に「いじめ防止基本計画」が出てきます。「機構」が「いじめ防止基本計画」を推奨していますので、A高専としては良い形となりました。

\*外部から「学校いじめ防止基本方針」は法律で義務付けられているのでは?と聞かれた時、「基本計画に置き換えています」と返答が必要です。

5. 2. 4. A高専の「いじめ防止基本計画」<sup>12)</sup> について  
 「基本計画」では、『(1) 本校は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織（以下「本校いじめ対策委員会」という。）を置く。(2) 本校いじめ対策委員会は、校長を委員長とし、教務主事、研究主事、学生主事、寮務主事、学科長、専攻科長、学生相談室長、事務部長、総務課長、学生課長及びその他校長が必要と認めたもので構成され、弁護士、学校医、看護師、臨床心理士等の専門家のほか、保護者や学生の代表を加える場合もある。』とあり、その後の対応はこの「学校いじめ対策委員会」が主体で動くことになっています。

### 5. 3 「いじめ防止対策推進法」に沿った対応

#### 5. 3. 1 学校で

学校生活のどの場面においても、迷わず「学生主事」「教務主事」等の組織につなぐ必要がある。



\* A高専においては、「特別支援検討委員会」を「教務主事」が主宰している。「特別な支援」学生以外は、「学生主事」が担当するのが妥当かと。

5. 3. 2 寮で（「B高専寮での自死報告書」<sup>13)</sup> を分析して）

B高専1年生の学生は、5月21日（土）午前0時過ぎ、寮の自室を一人で出て（同室の者は部屋から出ていくところを見ていたが、トイレに行くのかと思った）、2階階段を下りて、1階通用口から寮外へ出て行った。推定時刻午前0時30分頃、B高専の管理棟西側非常階段から飛び降り、自死した。

報告書によると、4月10日（日）から亡くなるまで、毎日のように「いじめ」があったと記載されている。

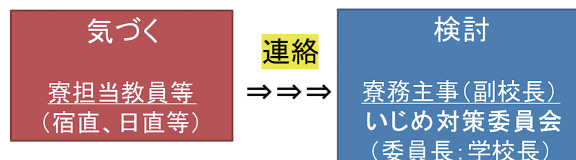
（最終のまとめは以下のように記載されている）

B高専及び国立高等専門学校機構への要請

1. 報告書を全教職員が全文を熟読すること
2. 実効性のある研修会で、意識と知識を向上
3. B高専は、「いじめ防止基本方針」等を見直し、実効性のある再発防止策を機構に報告
4. B高専は、5年間取り組み等を機構に報告
5. 国立高等専門学校機構は、B高専からの報告を受けて、指導を行うこと。

#### 5. 3. 2 寮で

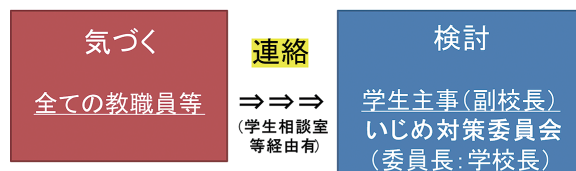
高専において寮生活をおくる者は多く、当然その時のマニュアルを作成する必要がある。



\* 寮に関しては、「寮務主事」が窓口となって「学校いじめ組織」で検討するのが妥当と考えられる。

#### 5. 3. 3 その他の場所で

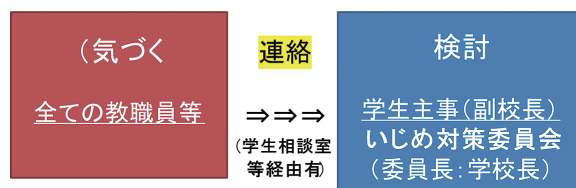
学校の外で起きる「いじめ」についても、高専の学生が関係していれば、法に基づいて動くことになる。



\* 法の基本理念に、「学校の内外を問わず」とあるので、「いじめ」に関する情報が入ればまず「学生主事」につなぐのが適切と考えられる。

#### 5. 3. 4 SNS等で(どこでも)

SNS等に関わる「いじめ」は、学校の内外のどこでも起きうるだけにアンテナを高くする必要がある。



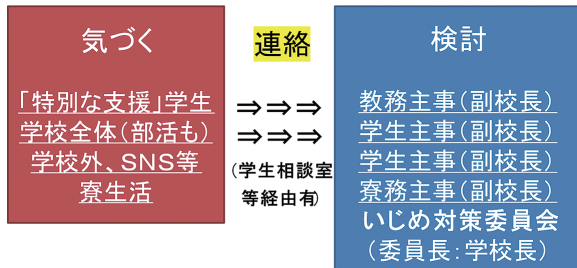
\* 窓口としては「学生主事」が良いが、例えば寮で起きたのであれば「寮務主事」が窓口となる。

SNSでのいじめの被害にあった子の事例  
 名古屋の中1「ラインで悪口自殺」中日新聞<sup>14)</sup> 2021.3.15.  
 名古屋市教委は15日、市立中学校1年の女子生徒が自殺したと発表した。  
 女子生徒は、同じ学校の生徒から会員制交流サイト(SNS)で中傷を受けていると担任教諭に相談していた。市教委は、いじめ防止対策推進法で定める重大事態に該当すると判断。弁護士らで構成する「いじめ対策検討会議」を設置し、事実関係を調べる。

2021年4月23日：「名古屋市市内小・中・特別支援・高等学校教員、なごや子ども応援委員会」研修：橋本担当

### 5.3.5 対応の総合的なまとめ(提言)

「学校」「寮」「その他の場所」「SNS等」で考えてきたが、総合した図は以下ようになる。



### 5.4 「いじめの重大事態」への対応

#### 5.4.1 「いじめの重大事態」とは

○法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号、以下「生命心身財産重大事態」という。),「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号、以下「不登校重大事態」という。)とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識すること。

※重大事態として扱われた事例【別紙】<sup>15)</sup>

いじめ(いじめの疑いを含む)により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

①児童生徒が自殺を企図した場合  
 ○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。  
 ②心身に重大な被害を負った場合  
 ○リストカットなどの自傷行為を行った。  
 ○暴行を受け、骨折した。  
 ○投げ飛ばされ脳震盪となった。  
 ○殴られて歯が折れた。  
 ○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。 ※  
 ○心的外傷後ストレス障害と診断された。  
 ○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。  
 ○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。 ※  
 ○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。 ※

#### ③金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。  
 ○スマートフォンを水に浸けられ壊された。

#### ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

### 5.4.2 文部科学省の方針(冊子より)<sup>15)</sup>

#### 第4 調査組織の設置(1)(調査組織の構成)

○調査組織については、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるよう構成すること。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであるとして、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする。

※橋本は、日本学校心理士会岐阜支部の推薦で「いじめの委員長」「調査委員」をしております。

#### 第4 調査組織の設置(2)①学校の設置者が主体

a 公立学校の場合⇒いわゆる「第三者委員会」で

3年前のA県A市の場合

b 私立・国立⇒学校の設置者が委員会を立ち上げ

#### ②学校が主体

a 既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織(法第22条、以下「学校いじめ対策組織」という。)に第三者を加える場合(いわゆる第三者派遣)

通常の重大事態に多い

b 学校が第三者調査委員会を立ち上げる場合

### 5.4.3 機構の方針

「機構」の第16、A高専「基本計画」の11に同様の文章が記載されています。

『(1)本校はいじめにより当該学校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより学生が30日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。』

3)本校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復(その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。)を図る・・・

(5)本校が重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得るものとし、機構は、重大事態調査及

び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。』というものです。「機構」の部分が、高専以外の学校では「教育委員会」になっていますが、国の法律に沿っているので、大きな違いはありません。

#### 5. 4. 4 「いじめの重大事態の対応」への提言

「機構は、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。」とある。

国の「第4 調査組織の設置」には、

- ①学校の設置者が主体: **いわゆる「第三者委員会」**
- ②学校が主体: **いわゆる「第三者派遣」(橋本: 今15件)**  
 \* A県A市の場合、「A市いじめ問題対策委員会」が、70校以上を①②とも担っている。②の利点は、
  1. 「いじめの重大事態」があったその日に動ける。
  2. 派遣元の教育委員会が事務局として参加できる。
 ⇒高専: 「機構」が直接指導・支援が可能になる。

「いじめの重大事態」に、「機構」からの「第三者派遣」という形があっても良いと考えます。

機構は、学校が主体となる「第三者委員会」を例示しているが、従来の重大事態（学生が亡くなるかこれに近い場合）はこれが必要である。しかし、5. 4. 1 「いじめの重大事態」とは、で文部科学省が示しているような「いじめの重大事態」の多くは『学校が主体となる「第三者委員会」ではなく、いわゆる「第三者派遣」の方が運営しやすいと経験上感じている（筆者は2022年9月1日現在で同時に15の第三者派遣を担当している）。その利点は前述した。

岐阜市で例示すると、岐阜市教育委員会に「第三者委員会」があり、3年前のように生徒が自死した時などには即日行動に移す。また、どうしても第三者委員会の答申に納得できない場合、再調査は「市長部局の第三者委員会」が担当することになっている。「教育委員会の第三者委員」は、普段は、「第三者派遣の専門家」として利用できる。

機構の場合、「第三者派遣」は機構がすると良いと考えている。国立高専は岐阜市のように狭い範囲ではなく「全国」となるので、私見では、全国8地区ごとに「第三者委員会」を設置したらどうであろうか。普段は年1、2回の会合持つだけだが、常に「再調査の第三者委員会」があることは安心できる（筆者はA県の知事から「いじめの重大事態再調査委員会委員長」を委嘱されている）。

機構は、この委員会から「第三者派遣」ができることが普段の大きなメリットとなる。A高専で考察する。

A高専は「東海北陸地区」に属している。8つの国立高専があり、日本全体の不登校等の急な増加に伴い、「不登校・転学」の「いじめの重大事態」は避けられないことと考える。ここに「機構の東海北陸地区第三者委員会」を設置しておく、もしもの時の「再調査委員会」として使えるだけでなく、8つのどこの高専で起きた「いじめの重大事態」

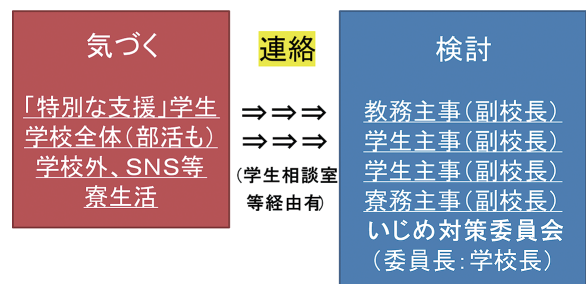
に対しても機構は「第三者派遣」が即日できることになる。「第三者」は一人でも良く、そこに派遣元の機構が事務局として加わるので、機構としては、直接「指導・支援」ができることになる。

また、「第三者派遣」の答申に納得できない場合、再調査は「機構の東海北陸地区第三者委員会」が担当することになるが、この場合、最初に派遣した「第三者」は外すという規定を設けておけば良い。これについては、日本で初めて「いじめの条例」を定めた岐阜県可児市に規定してある方法が使える。筆者は、岐阜県可児市の「いじめ防止専門委員会委員長」を11年しているが、並行調査等で「第三者」として関わった場合、再調査委員会においては、該当者を外し、別の委員を入れることが出来る、としている。

#### 6. 結論（2つの提言）

##### 6. 1 対応の総合的なまとめ(提言1)

「学校」「寮」「その他の場所」「SNS等」で考えてきたが、総合した図は以下ようになる。



##### 6. 2 「いじめの重大事態の対応」(提言2)

「機構は、重大事態調査及び情報の提供について、必要な指導及び支援を行う。」とある。

- 国の「第4 調査組織の設置」には、
  - ①学校の設置者が主体: **いわゆる「第三者委員会」**
  - ②学校が主体: **いわゆる「第三者派遣」**
 ②の利点は、
  1. 「いじめの重大事態」があったその日に動ける。
  2. 高専: 「機構」が直接指導・支援が可能になる。

「いじめの重大事態」に、「機構」からの「第三者派遣」という形があっても良いと考えます。

#### 7. おわりに

高専における「いじめ問題」への関わりを、A高専での実践を通して述べてきた。

目的で示したように、いじめ防止対策推進法では、「高等専門学校設置者及び設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発

高専における「いじめ問題への対応」のあり方：

見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とある。

そこで、目的を「いじめを組織で扱う方策を具体的に示す」と設定した。具体的には、**気づく**→**連絡**→**検討**という共通した手順ですべてを示した。

さらに、日本の不登校の増加に伴い、急な増加が予想される「いじめの重大事態」にも具体的に言及した。

## 引用文献

- 1) 橋本治 (2011) 小学保健ニュース 2011年8月・9月・10月号, 少年写真新聞社
- 2) 朝日新聞 (2010) 10月25日, 10月26日朝刊
- 3) 厚生労働省 自殺予防「メディア関係者のための手引」  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi...>  
(2022年9月7日閲覧)
- 4) 橋本治 (2019) 「小中学生の自殺予防—教師への自殺予防教育を見直す—」第43回日本自殺予防学会シンポジウム2：若者の自殺対策
- 5) 橋本治 (2022) 『小・中・高校における自殺予防—「短期・長期」の自殺予防に注目して—』第46回日本自殺予防学会 シンポジウム3：[COVID-19禍 増加する子供の自殺の背景と対策]
- 6) 朝日新聞 (2013) 2月19日朝刊
- 7) 橋本治 (2015) 「いじめ問題と『いじめ防止対策推進法』に関する一考察」岐阜大学教育学部研究報告 人文科学 第63巻 第2号 183～193頁
- 8) 国の「いじめ防止基本方針」(2019)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm) (2022年9月7日閲覧)
- 9) 橋本治 (2019) 「改訂をふまえて、各学校がいじめの対策を見直すためのチェックリスト」, 教職研修2019年6月号, 教育開発研究所
- 10) 独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー  
<https://www.kosenk.go.jp/Portals/0/gakumu/policy.pdf> (2022年9月7日閲覧)
- 11) A高専「いじめ防止基本方針」  
<https://www.gifunct.ac.jp/campuslife/ijimekeikaku.pdf> (2022年9月7日閲覧)
- 12) A高専「いじめ防止基本計画」  
<https://www.gifunct.ac.jp/campuslife/ijimekeikaku.pdf> (2022年9月7日閲覧)
- 13) B高専寮での自死報告書  
<https://www.asahi.com/articles/ASP9K7254P9KTPE01M.html> (2022年9月7日閲覧)
- 14) 中日新聞 (2021) 3月15日朝刊
- 15) 文部科学省 (2017) いじめの重大事態の調査に関するガイドライン  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/...](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/...) (2022年9月7日閲覧)